



第4次宇土市 教育振興基本計画

(令和6年度～令和10年度)

宇土市教育委員会 (令和6年3月)

はじめに

宇土市は、平成31年4月から5年間、第3次宇土市教育振興基本計画に掲げる「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をになう人づくり」の実現のため様々な施策に取り組んでまいりました。この間、令和2年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行する令和5年5月8日までの間、私たちの生活は継続的なワクチン接種や、人との接触機会の低減が求められるなど大きな制限を受けました。教育活動においても同様で、リモート授業の実施や給食時の黙食の徹底など、子どもたちの学びや、健康・安全を確保するために様々な感染予防対策を講じなければなりません。

そのような中、ICT活用の必要性が社会生活の中で大きくクローズアップされました。学校においては文部科学省によるGIGAスクール構想が進められ、令和3年には児童生徒に1人1台のタブレットの環境が整えられました。宇土市においては、Wi-Fi環境や電子黒板等の大型提示装置、学習支援・校務支援ソフト等の整備が必要でしたが、本年度これらの環境が全て整いました。このことにより熊本県が進める「ICT教育日本一」を目指す学校情報化優良校の認定を全ての学校が取得し、「学校情報化先進地域」に認定されました。今後は、授業における活用はもとより、学校、家庭等での多様な活用や、教育活動におけるAIの利用についても研究を進めてまいります。

また、教育における地域とのかかわりにおいては、文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。本市においては、これまで、全ての学校をコミュニティ・スクールに指定し、今年度全ての小学校校区に地域学校協働活動推進委員を配置しました。今後はさらに、これまで各中学校区で取り組んできた地域の特性を活かした小中一貫教育の取組を進めるとともに、「地域とともにある学校」、「地域の核となる学校」の取組を通して、特色ある学校づくり地域づくりに努めてまいります。

令和6年度からの各課の主な取組を挙げますと、学校教育課においては、学校施設の長寿命化をはじめバリアフリー化の推進、教職員の働き方改革の推進、中学校部活動の地域移行、中学校への第3の制服の導入、特別支援教育アドバイザーの配置、子どもの居場所づくりの一環としての大規模小学校への校内教育支援センターの設置等があります。生涯活動推進課では、運動公園ウォーキングコース・調整池ランニングコースの整備、ジュニアスポーツ応援制度の継続や市内スポーツ施設の整備、また、誰もが居心地の良い公共の場所としてのサードプレイスの設置に向けた取組等があります。文化課では、新たに国指定史跡となった轟貝塚をはじめ、多くの史跡、文化財の整備や保存・活用等を推進します。中央公民館においては、熊本地震で被災し再建された中央公民館、各地区公民館の更なる機能の充実・活用と生涯学習を推進します。給食センターでは、安全性を最優先した食物アレルギー対応食の提供や食育の推進、来年度からの給食費の公会計化実施と、継続的な施設設備の整備等を図ります。市立図書館については、施設の移転も含め、幅広く市民の意見を取り入れながら複合的な機能を有する魅力ある図書館を目指してまいります。

令和6年度から取り組む第4次宇土市教育振興基本計画においては、これまでの成果を踏まえ、引き続きその教育理念である「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をになう人づくり」の実現を目指し取組を推進してまいります。

令和6年3月

宇土市教育長 太田 耕幸

目次

| | |
|--------------------------------|---------|
| 第1章 計画の策定に当たって | P 3～4 |
| 1 策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置付け | |
| 3 計画の範囲・期間 | |
| 第2章 本市教育を取り巻く現状と課題 | P 5～10 |
| 1 社会状況の変化 | |
| 2 教育をめぐる状況変化 | |
| 第3章 計画の体系 | P 11 |
| 1 基本理念 | |
| 2 基本方針 | |
| 第4章 今後5年間の目標 | P 12～34 |
| 1 持続可能な社会の担い手として、未来を拓く子どもたちの育成 | |
| 2 多様なニーズに応じた質の高い学びの確保 | |
| 3 ICTの活用と安全・安心な教育環境の整備 | |
| 4 教職員の資質向上と働き方改革の推進 | |
| 5 豊かな心と健やかな体の育成 | |
| 6 生涯にわたる学び、活躍できる環境の推進 | |
| 7 地域との連携・協働 | |
| 第5章 アンケート結果 | P 35～48 |
| 第6章 推進体制 | P 49 |
| 第7章 資料編 | P 50～53 |

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

「第3次宇土市教育振興基本計画（教育立市プランⅢ）」（平成31年度～令和5年度）において、基本理念「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をになう人づくり」を掲げ、次の3つの基本方針を柱に具体的な施策を展開してきました。

基本方針

- 1 響育 →自ら学び、考え、行動できる子どもを育む 教学相長の^{※1}「響育」
- 2 郷育 →郷土を愛し、生涯健やかに学び続ける人を育む 温故知新の^{※2}「郷育」
- 3 協育 →学校・家庭・地域が連携し、まちを支え、人を育む 和衷協同の^{※3}「協育」

※1 教学相長・・・相互に刺激を与えあい、成長することをいう。それによって自分の学問が進歩すること。

※2 温故知新・・・昔のことを究め、また古い事柄を復習しながら、新しい知識や道理を見つけること。

※3 和衷協同・・・心を同じにしてともに力を合わせることをいう。

本計画は、これまでの計画の成果と課題を検証し、時代背景の変化（少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展などに加え、ウィズコロナからアフターコロナへの転換や各地の武力紛争等による国際情勢の不安定化）により、まさに予想困難な時代となっていることを踏まえ、本市における今後の教育の基本的な方向性を定めるものです。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画です。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

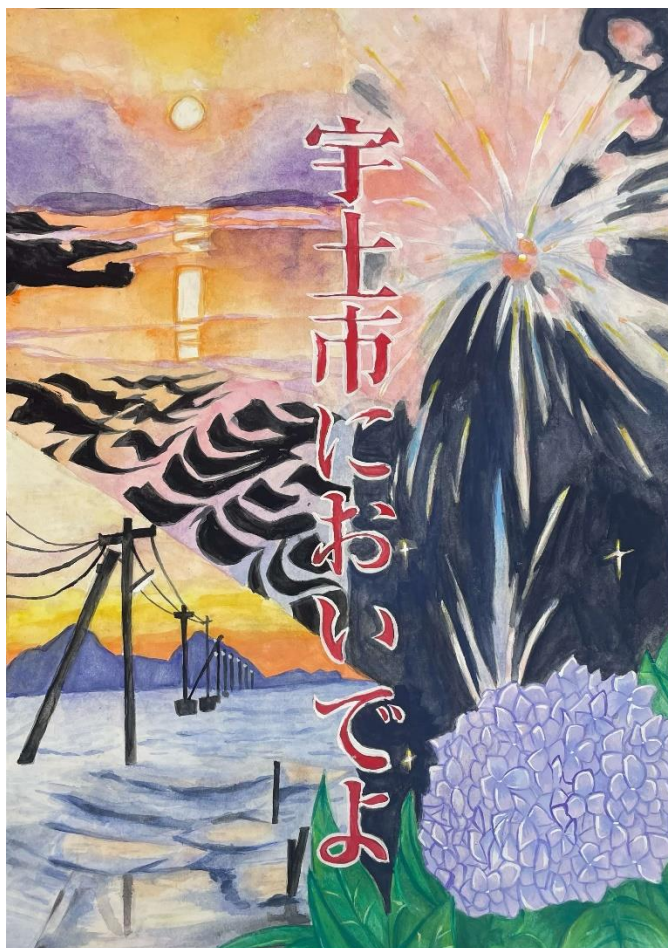
(2) 本市の関連計画との関係

本計画は、第6次宇土市総合計画（後期）や本市の個別計画を参考にし、教育分野の施策をより具体化するための計画です。

3 計画の範囲・期間

本計画は、本市の教育に関する基本理念や目標を掲げ、それらの達成に向けた個別具体的な施策で構成されています。また、この計画の内容については、就学前教育、学校教育、社会教育、文化、文化財保護、生涯スポーツなど教育に関する全ての分野を対象としています。

なお、計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。また、各施策について進捗状況の点検や必要に応じて見直しを行い、より効率的で効果的な教育施策を推進します。



「うと教育の日」ポスター（令和5年度）

教育長賞：鶴城中学校1年 芝田茉那さん

第2章 本市教育を取り巻く現状と課題

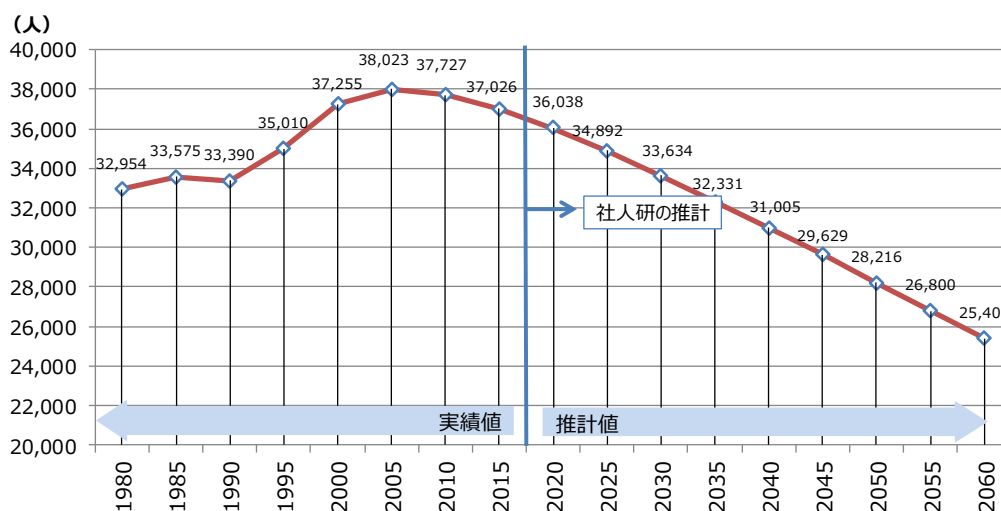
1 社会状況の変化

(1) 人口減少と高齢化の進展

日本の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査によると1億2,614万6千人となっており、平成27（2015）年の前回調査時に比べて94万9千人（0.7%）減少しています。

また、総人口に占める65歳以上の人口の割合は28.6%で、3.5人に1人が65歳以上の高齢者という状況です。

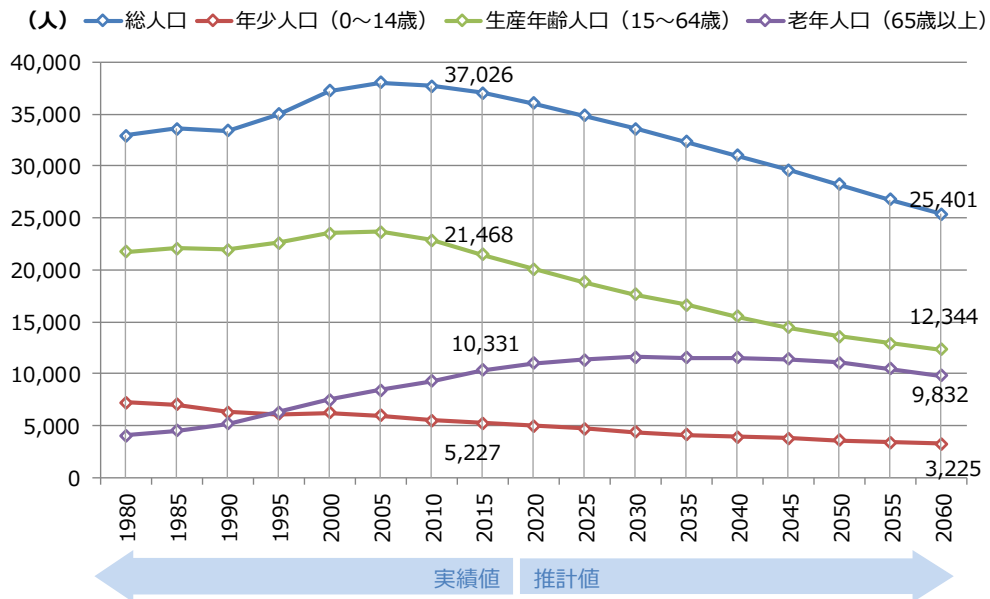
本市では、国立社会保障・人口問題研究所による平成30（2018）年の将来人口推計によると、第6次宇土市総合計画の目標年次である2026年の本市の人口は34,640人となり、平成27（2015）年国勢調査の37,026人から約2,300人の人口減少が予測されています。



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(令和元年6月公表)に基づく推計値。

また、年少人口（0歳～14歳）は、4,840人（令和5年4月1日現在）から、2030年（令和12年）には、4,397人となり、約400人以上の人口減少が予測されています。



このような人口減少と少子高齢化の急速な進行の結果、全ての人がこれからの社会を担い、生涯を通じて様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮するとともに、少子高齢化に対応した教育施策の更なる充実が求められています。

(2) 技術革新などの進展

SNSの普及や高度情報化の進展、さらには生成AIやIoT (Internet of Things: 現実世界の様々なモノが、インターネットとつながること) 等の急速な技術革新により、大きく変化した人々のライフスタイルや価値観に対応した教育や学習機会の提供が必要になります。インターネットをはじめ、様々な情報が氾濫している現代においては、必要な情報を取捨選択し、分析・加工して知識として活用していくことが求められています。

情報に対する社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、自制心を持ちつつ、適切に判断し活用する能力と態度を身に付けることが必要とされています。

(3) 持続可能な社会づくりの推進

SDGsとは、「持続可能な開発目標」を示す言葉で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までに達成するために掲げた国連目標です。

SDGs策定の背景には、貧困や不平等・格差、気候変動による影響、エネルギー問題、災害など、途上国、先進国を問わず、様々な問題が地球レベルで顕在化してきましたことにあります。

世界の様々な問題を経済面、社会面、環境面の3つの側面から捉え、総合的に解決しながら、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を実現するため、日本国内においても、SDGsの達成に向けて、国・地方公共団体・民間企業などによる取組みが求められています。

このSDGsの17の目標のうち、「4 質の高い教育をみんなに」を主軸に、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs 17の目標】

| | |
|--|--|
| <p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる携帯の貧困を終わらせる。</p> | <p>10 人や国々の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> | <p>11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> |
| <p>7 持続可能なエネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> | |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

(4) 子どもの貧困や虐待など様々な社会問題

子どもの貧困や虐待、ネット・ゲーム依存の社会問題化、SNSを通じた誹謗中傷など、社会問題が多様化しています。学校においても、いじめや不登校に加え、経済格差、家族の世話を日常的に行うヤングケアラーなどの課題も顕在化しており、子どもが抱える困難が多様化・複雑化しています。

家庭環境、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく生きていくことができる社会とするために、共生社会と社会的包摂（ほうせつ）の推進が求められています。

(5) 社会経済情勢の急激な変化

国際情勢の不安定化に伴い、資源や食料品をはじめとする幅広いモノの価格が高騰するなど、社会経済情勢の急激な変化が国民生活にも様々な影響を及ぼしています。

教育は未来への先行投資と言われますが、将来への展望が見通しづらい先行き不透明な状況が続いている今こそ、一人ひとりの置かれた環境や状況に関わらず、誰もが等しく質の高い教育を受けることのできる環境を整備していくことが求められています。

(6) 家庭・地域コミュニティの状況の変化

核家族化の進行に伴う社会構造の変化、あるいは個人のライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でお互いに支え合うといった機能が低下し、地域コミュニティの形成が困難な状況になっています。

このような中、教育においては、多様な人々と協働し新たな価値を創造する「持続可能な社会の創り手」を創出することが求められており、家庭・地域・学校が連携・協働することで、誰もが地域コミュニティとの関わりをもち、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を生み出していくことが求められています。

2 教育をめぐる状況変化

(1) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

令和2年度から小学校において、令和3年度から中学校において全面実施された新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の実現が重要であるとされました。「よりよい教育課程を通じてよりよい社会を作るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育課程を明確にしながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を目指すこと」が全ての事項の基盤となるとされています。児童生徒、保護者、地域、学校、行政の5者が連携し、児童生徒が現実の課題に向き合い、主体的に学ぶ力を育むことが求められています。

(2) ICTの活用

GIGAスクール構想により児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備が終わり、ICTの活用は令和時代においては、学校の「スタンダード」となってきました。オンライン授業やデジタル教材の活用、AIの活用により、Society 5.0（仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと）時代を生きる子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育の実現が重要となってきています。

(3) 多様性への対応

家庭環境や子どもの個性に対応して、学習・生活の両面において、適切なサポートをすることが求められています。「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図るなど、個別のニーズに合わせた工夫が必要になっています。

(4) 育成すべき資質・能力の明確化

今、子どもたちには、単に知識を詰め込む（何を学ぶのか）だけではなく、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する（どのように学ぶのか）資質や能力が求められています。特に、子どもたちに必要な力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう人間性」の3つの柱に整理し、全ての教科において、社会に出てからも学校で学んだことを活かせるよう3つの力をバランスよく育むこととされています。児童生徒を学びの主体とするための指導の充実、各教科における課題の克服を図り、子どもたち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する取組や体制づくりが必要です。

(5) 特別支援学級在籍児童生徒の増加

特別支援学級在籍児童及び通常学級に在籍しながら通級指導教室において指導を受けている児童生徒の数は、全国的にここ10年間で2倍以上に増えており、宇土市でも同様に増加してきています。

そこで、子どもたち一人ひとりの実態や教育的ニーズをよりの確に把握し、必

要としている人に必要な支援を行っていきけるようにしていく必要があります。そのために、地域における教育・医療・福祉などの関係機関の連携強化や、教員の特別支援教育についての専門性を向上させるとともに、学校における支援体制の充実が求められています。

(6) 不登校児童生徒の増加と学ぶ場の多様化

様々な背景や理由に起因し、不登校児童生徒を含む長期欠席者数がここ7年間で、約5倍に増えています。また、教育支援センター「ほっとスペース」やフリースクール、インターナショナルスクールなどの民間施設で支援を受けたり、学んでいる児童生徒も増えてきています。

不登校児童生徒への支援は、児童生徒一人ひとりの状況に応じてきめ細やかに対応をしていくことが必要であるとともに、未然防止の仕組みを充実させることが大切です。また、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや民間施設、ICTを活用した学習支援での受け入れなど、様々な関係機関等を活用し社会自立への支援を行うことが必要です。

(7) 全国学力・学習状況調査を基にした宇土市の課題

全国学力・学習状況調査における宇土市の学力は、小学校では、国語、算数ともに全国平均を上回る状況を継続しています。中学校では、国語、数学ともに全国平均を若干下回っていましたが、中学校において、求められている学力を分析し、授業改善・評価問題の改善に取り組んでいる成果が出てきており、ここ3年間は年々着実に全国平均に近づいてきています。

また、児童生徒質問紙調査において、「学校に行くのは楽しいですか」「自分には、よいところがあると思いますか」「友だち関係に満足していますか」等の項目で全国平均を上回っています。しかし、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」等、主体的な学びに関する項目が小中学校とも全国平均を下回ってきており、今後の課題となっています。

第3章 計画の体系

1 基本理念

【基本理念】

「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をにやう人づくり」

第3次宇土市教育振興基本計画においては、「郷土への誇りを育む教育」を最も大切にし、基本理念を「郷土を愛し、学びあい、つながり合う、未来をにやう人づくり」と定め、その実現に向けて様々な施策を展開してきました。

今後も、この基本姿勢を継承し、本計画においても、「郷土への誇りを育む教育」を最も大切にし、計画を推進します。

宇土市の子どもたちが、自分が育った地域や学んだ学校に誇りを持ち、自分を育ててくれた家族、地域、学校に対する感謝の気持ちを持つ子どもたちを育てることが重要です。

地域を知り、地域に学ぶこと、そして先人の知恵や業績、地域に受け継がれた産業、文化・芸術や歴史、文化財などについての理解を広げるとともに、地域の行事や祭などへの参加を通して「郷土宇土への誇り」を醸成することを目指し、上記の基本理念を掲げ、本市の教育政策を展開します。

2 基本方針

【基本方針】

- 1 響育 →自ら学び、考え、行動できる子どもを育む 教学相長の「響育」
- 2 郷育 →郷土を愛し、生涯健やかに学び続ける人を育む 温故知新の「郷育」
- 3 協育 →学校・家庭・地域が連携し、まちを支え、人を育む 和衷協同の「協育」

本計画の基本方針は、第3次宇土市教育振興基本計画の成果を継承し、そして発展させることにあります。

本計画では「3つの方針」を継承し、基本方針を達成するために新たに7つの目標を設定します。

【7つの目標】

- 1 持続可能な社会の担い手として、未来を拓く子どもたちの育成
- 2 多様なニーズに応じた質の高い学びの確保
- 3 ICTの活用と安全・安心な教育環境の整備
- 4 教職員の資質向上と働き方改革の推進
- 5 豊かな心と健やかな体の育成
- 6 生涯にわたる学び、活躍できる環境の推進
- 7 地域との連携・協働

第4章 今後5年間の目標

1 持続可能な社会の担い手として、未来を拓く子どもたちの育成

- ① 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに、生きる力として必要な学力を育てること、また、子どもたちが将来的に社会で活躍できる人材となるために必要な能力を育てることを目指します。

具体的な取組例

- (1) 小中一貫教育（小中の連携教育）の実施
小中学校9年間を通して、児童生徒の発達段階やニーズに応じて、継続的な学習指導や生徒指導を行い、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めます。
- (2) 学力調査の分析と活用
熊本県学力調査、全国学力調査など実施後に、各学校の分析を行い、課題を明確に把握します。また、その課題を解決するために工夫や改善を行います。
- (3) 複数指導の充実
市独自の非常勤講師（会計年度任用職員）の配置により、一人ひとりの子どもたちの状況に応じた授業を実施することで、確かな学力の向上を図ります。
また、幼稚園では、各学級に支援員（会計年度任用職員）を配置し、個に応じた支援を実施することで、子ども一人ひとりの確実な成長を図ります。
- (4) 小・中学校におけるキャリア教育の推進
子どもたちが将来に対する夢を持ち、勤労観や職業観に明るい展望を持てるよう発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- (5) 幼保小中の連携強化
「遊び」から「学び」へのスムーズな接続を行うため、各校区単位の幼保小中で連携し、発達などに関することなどを話し合う機会の充実を図ります。
- (6) 小規模特認校制度による特色ある教育の実践
地域の文化・自然に触れる体験学習や、少人数制を活かしたきめ細やかな学習指導の他、将来のキャリアアップにつながる金融・マーケティング教育やプログラミング教育など、特色ある教育を推進します。



小規模特認校制度のチラシ

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|
| 県・市学力調査の全国平均を上回る教科数(小学校) | 1～6学年：計20 教科のうち14教科 | 1～6学年：計20 教科のうち20教科 |
| 県・市学力調査の全国平均を上回る教科数(中学校) | 1、2学年：計10 教科のうち2教科 | 1、2学年：計10 教科のうち8教科 |

② グローバル社会における人材育成

語学力だけでなく、異文化理解やコミュニケーション能力、主体性や協調性、価値創造力や社会貢献意識など、様々な資質や能力を持った世界で活躍できる人材を育てることを目指します。

具体的な取組例

(1) 国際交流の推進

・英語を身近に感じてもらうため、幼稚園、小・中学校にALTを派遣し、ふれあいや学びの充実を図ります。また、英語への興味関心を高めるため、長期休業を利用し、児童を対象としたイベント「English Summer Day Camp」の充実を図ります。



English Summer Day Campの様子

・台湾台南市との交流事業の一環として、市内小中学校とのオンライン交流等を推進し、国際的な感覚を養いグローバル化に対応できる人材の育成を図ってまいります。

(2) 英語検定チャレンジ事業の実施

・現在、中学生の英語力の向上を図ることを目的とし、市立中学3年生の生徒が受験する英語検定に対する助成を継続して実施してまいります。
・更なる英語力の充実に向け英語検定に対する助成の拡充を検討します。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 中学校卒業段階で英語検定3級以上の英語力を有する生徒の割合 | 30.8% | 50% |

③ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

社会に見られる課題を発見し、その解決に向けて意欲的に追究することで、社会形成に参画する資質・能力を身に付けることを目指します。

具体的な取組例

(1) 環境学習の推進

子どもたちの自然や環境問題への興味や関心を育むため、環境学習の機会の充実を図ります。



地区公民館主催 子供地域活動

(R4 宇土公民館 リ・グラスアート)

(2) 防災教育の実施

熊本地震や豪雨災害が学校現場に与えた衝撃は大きく、各学校において、改めて学校施設が周辺地域に果たすべき避難所としての役割などを検討し、学校防災の在り方を見直し、防災教育を推進していきます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|-------------------|----------------|-----------------|
| 子供地域活動（青空教室）の実施回数 | 39回 | 49回 |

④ 危機管理能力の育成

日常生活全般における安全確保のために必要な危機管理能力を身に付け、自他の生命尊重を基盤として生涯を通じて安全な生活をおくるための、安全教育を実施します。

具体的な取組例

(1) 緊急時の対応能力の育成

学校や幼稚園で避難訓練や不審者対応の訓練を実施します。危険な場所や状況を把握し関係機関と連携を行い周知することで、子どもたちが自ら回避できる力を身に付ける機会の充実を図ります。

(2) 「J-アラート（全国瞬時警報システム）」等、新たな危険対応に即した訓練の実施

弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、新たな危険対応に時間的余裕のない事態に関する情報として、J-アラートなどが配信された場合の学校・園共通の危険等発生時対応訓練を実施します。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|-----------------------|----------------|-----------------|
| 不審者侵入対策訓練を実施している学校の割合 | 40% | 100% |

2 多様なニーズに応じた質の高い学びの確保

① 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂(ほうせつ)

児童生徒一人ひとりの特性や背景に応じて、最適な学びの機会や支援を提供し、自分らしく生きることができるように、多様性や公平性を重視した社会を実現することを目指します。

具体的な取組例

(1) 就学時健康診断の充実

学校保健安全法に基づき、市内全ての小学校において就学時健康診断を実施し、健診の結果を保護者に通知することで、必要な治療や支援につながる機会を確保します。

また、家庭の教育力充実のため、就学時健康診断に合わせて、家庭のしつけなどをテーマとした講演会などを開催します。

(2) 特別支援教育アドバイザーの配置

- ・ 特別支援教育に関する専門的な知識を有する者として、教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置し、児童生徒の就学に向けた適切なアドバイスや学校における特別支援教育に関する課題解消に向けた取組を行います。
- ・ 多様化する個々の希望や不安に対する進路指導について、適切なアドバイスや情報提供、地域や関係機関との連携を行うなど、切れ目ない支援が提供できるよう早期からの教育相談・支援体制の整備充実を図ります。
- ・ 特別支援教育に関する理解促進を図るため、学校の教職員等を対象とした研修会の機会充実を図ります。

(3) インクルーシブ教育の推進

- ・ 障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、インクルーシブ教育を推進します。
- ・ それぞれの子どもが、可能な限り共に学び、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を付けていけるよう、教育環境整備の充実を図ります。
- ・ 医療的ケア体制の充実
医療的ケアを必要とする児童生徒が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、「宇土市医療的ケア児ガイドライン」（令和5年3月策定）を基に、看護師の配置や教育環境の整備・充実を図ります。

(4) 幼児教育の推進

幼稚園において、保護者の多様なニーズに対応するため、一時預かり保育や、個別の支援を要する園児のため、特別支援学級の開設を継続していきま

す。

(5) 外国にルーツを持つ子どもへの支援

海外に在留した後に帰国した児童生徒や外国人児童生徒が来日する際、海外における学習・生活体験を活かしつつ、国内の学校生活に適應することができるように、関係機関と連携し、児童生徒のニーズに応じた日本語指導を実施します。

(6) 教育支援センターなどの充実

学校生活における悩みや不安などを持つ児童生徒が気軽に相談できる窓口として、引き続き各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が心にゆとりを持って就学することができる教育環境の充実を図ります。

また、不登校児童生徒の学校以外の居場所として、教育支援センターの充実を図るため、大規模校に校内教育支援センターを設置するなど、児童生徒の社会的自立を促します。

(7) スクールソーシャルワーカーなどの配置推進に関する検討

社会の急激な変容などに伴い、悩みや問題を抱える保護者や児童生徒が増加する傾向にあることから、児童生徒の家庭環境などを踏まえた指導・支援体制の充実を図るため、必要な学校においてスクールソーシャルワーカーなどの配置推進に関する検討を行います。

(8) 循環型社会や多様化社会への対応

中学校では機能性、多様性等の観点から生徒がより快適な学校生活を送れるよう従来の制服に加え、新たな男女兼用の制服を導入し、生徒自らが従来の制服と新たな制服を自由に選択できるよう配慮します。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 「学校に行くのが楽しい」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査) | 小学校：89% 中学校：86% | 小学校：95% 中学校：90% |

② 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

教育の機会や成果に対する不平等や不公平を解消し、全ての人が自分の能力や興味に応じて、最適な教育を受けられるよう目指します。

具体的な取組例

(1) 就学支援の充実

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、就学援助費、遠距離通学費の支給など教育に関する支援を継続して行います。

(2) 高等教育の支援

経済的な理由で就学が困難と認められる生徒などに対して、給付型の奨学金「入学準備祝金」を給付し、社会的有用な人材の育成を支援します。

(3) 小規模校への対応

学校の児童生徒数は、今後も地域により差が拡大していくことが予想されています。小規模校で学びたい、子どもを学ばせたいという大規模校通学者、あるいはその保護者を対象に所定の条件のもと入学・転入学ができるように小規模特認校制度を継続して実施します。

(4) 多子世帯への給食費支援

多子世帯の負担軽減のため、子を3人以上養育している保護者を対象に第3子以降が宇土市立の幼稚園及び小中学校に在籍している場合に、その第3子が幼稚園に在園するときは副食費の減免を、小中学校に在籍するときには給食費の減免を行います。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 入学準備祝金給付者数 | 高校等入学者： 6人 大学等入学者： 1人 | 高校等入学者： 10人 大学等入学者： 8人 |

3 ICTの活用と安全・安心な教育環境の整備

① 教育DXの推進・デジタル人材の育成

デジタル技術やデータを効果的に活用することで、学びの質や効率を向上させることを目指します。

具体的な取組例

(1) ICT教育の推進

これからの社会を生きていく上で必要となる情報活用能力を育成するとともに、「主体的、対話的で深い学び」の視点に立ち、ICT機器の効果的な利活用を含めた授業改善を推進します。



タブレットを使った授業風景

また、学校での授業や家庭学習など日常的な活用を推進するとともに、自然災害や感染症拡大といった非常時におけるオンライン学習の実施など、子どもたちの学習保障に対応していきます。

(2) 情報モラル教育の推進

個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を実施し、個人情報を取り扱うこと責任を教員一人ひとりに自覚させ、「宇土市教育情報セキュリティ対策基準要綱」に基づき、情報セキュリティに対する意識及び情報モラルの向上を図ります。

インターネットによる犯罪やいじめを未然に防ぐために早期からの情報モラル教育を推進します。また、家庭内でのスマートフォンやパソコンなどの利用について家庭でのルールづくりを進めるため、学校・PTA・行政が協力した啓発活動を実施します。

また、生成AIの教育利用については、AIのメリット・デメリット、危険性を把握した上で、AIを新しいツールとして活用を検討します。

(3) 学校活動でのICT利活用

授業をはじめとして、様々な学校活動においてICTを活用する場面が増えています。教員と児童生徒のコミュニケーションツールとして、障がいのある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対する支援ツールとして、様々な分野でICTを活用していきます。

(4) ICTによる図書館機能の強化

デジタル技術の進展は目覚ましく、市民を取り巻く生活の外的変化に合わせて、セルフによる貸出返却を実現し、セキュリティゲートを導入するなど機能

強化を推進していきます。

モバイルファーストを意識し、あらゆる手続がスマートフォン等のモバイル端末から簡単に出来るように利便性の向上を目指します。

また、ICT技術によるコミュニケーション手段や媒体の多様化を背景とした新たな利用者ニーズに対応するため、オンラインによる動画配信やデジタルアーカイブスへのコンテンツの追加、電子書籍サービスの提供を検討していきます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--|----------------|-----------------|
| 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査) | 42.4% | 70% |

② 安全・安心で質の高い教育環境の整備、児童生徒等の安全確保

施設面や設備面など、教育活動を支える学校施設の機能を維持し、向上させ、児童生徒の健康や安全を守るための対策を行います。

具体的な取組例

(1) 学校施設・整備の充実

市内の幼稚園及び小中学校の建物や設備について、老朽化が著しいため、建設年度や改修履歴及び利用形態を把握し、有利な補助制度を活用し長寿命化に向けた整備を計画していきます。また、屋内運動場の多目的トイレの設置及び段差解消など学校施設・整備を充実します。

(2) 新たな給食センター施設の建設

給食センター施設は老朽化が進んでおり、建替えなどを行う際には、子どもの数の変動や様々な給食調理施設基準、学校給食を取り巻く環境を踏まえて協

議します。また、公的機関と民間企業が協力して公共プロジェクトを実施する仕組みを用いたPPP（Public-Private Partnership）等、民間資本の活用なども視野に入れ施設建設を検討していきます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|-----------------------|----------------|-----------------|
| 小中学校の屋内運動場の多目的トイレの設置率 | 40% | 100% |



「うと教育の日」ポスター（令和5年度）
教育長賞：宇土小学校5年 赤星杏樹さん

4 教職員の資質向上と働き方改革の推進

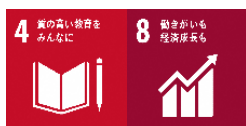
① 学校における働き方改革の推進

熊本県が進める「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、本市の学校における働き方改革の推進を目指します。

具体的な取組例

- (1) 学校における勤務時間の把握
 - ・宇土市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に基づき、各校の時間外在校時間の実態把握を行い、勤務時間の適正管理を行ってまいります。
- (2) ICT等を活用した事務作業の負担軽減
 - ・校務支援システムの活用
システム導入により、業務の効率化や教職員間の情報共有によりコミュニケーションが容易に行えるよう、教職員の負担軽減を推進します。
 - ・輪転機から高速プリンターへの移行
学校事務の作業効率を高め、教員による事務作業の負担軽減を推進するため、現在設置のプリンターの集約を進め、大量印刷用輪転機を撤去し、高速プリンターの導入を検討します。同時に、学校事務においてデジタル化への移行可否の精査を行いながら、学校事務のDX化を推進します。
- (3) 学校徴収金事務の効率化
給食費の公会計化に伴い、これまで行っていた学校での徴収事務を廃止し、負担を軽減します。
- (4) 中学校における部活動改革の推進
部活動の地域移行に向けた検討と外部指導員等の積極的な確保により、教職員の負担軽減を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 時間外在校等時間が月45時間を超えている市立学校教職員の割合 | 13.6% | 0% |

② 指導体制、教育研究基盤の強化

教職員の資質向上と支援体制の整備を図り、学校全体の教育の質の向上をし、児童生徒の成長と発展を目指します。

具体的な取組例

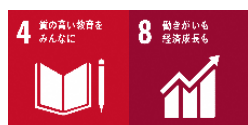
(1) 教育力向上指導員の派遣

教職員の指導力向上を図るため、指導員を幼稚園及び小中学校に派遣し、学習内容の確実な定着を図る授業改善に向けた指導助言を実施します。

(2) 学校訪問指導の実施

市教育委員会の訪問指導に加え、宇城教育事務所など外部からの授業の評価・指導により、授業の質を高め、教職員の指導力向上、学校全体の質を高めます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|--|--------------------|--------------------|
| 授業研究や事例研究など、実践的な研究を「よくしている」と回答した学校の割合 (「全国学力・学習状況調査」) | 小学校：71% 中学校：33% | 小学校：80% 中学校：80% |

5 豊かな心と健やかな体の育成

① 豊かな心の育成

自分自身や他者、社会や自然との関わりの中で、感動や喜び、悲しみや苦しみなどの感情を豊かに表現でき、人間らしく生きるために必要な道徳心や倫理観、美的感性や想像力、創造力や表現力を育むことを目指します。

また、人権を尊重し、思いやりや寛容の心もち、多様な価値観や文化に対して理解と共感を示すことや、生命を尊び、自然を大切にし、環境問題や社会課題に関心もち、主体的に解決に向けて行動することを目指します。

具体的な取組例

(1) 道徳教育の推進

今後も「特別の教科道徳」における「考え、議論する道徳」の授業を要とし、全ての教育活動において、様々な体験活動を通して、道徳教育の充実を図ります。

(2) 体験活動の充実

自然体験活動、文化芸術鑑賞活動、ボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。



地区公民館主催 子供地域活動
(R4 走潟公民館 芋ほり)

(3) 人権教育の推進

(ハートフルフェスタ、特設人権指導)

学校においては、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する取組への理解を深め、市人権教育・啓発基本計画、市男女共同参画推進計画との整合性を図りながら人権教育を推進します。

また、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、人権尊重のまちづくりを進めるため、人権問題についての啓発・広報活動を行います。



人権の花運動伝達式 (走潟小)

(4) 読書活動の推進

- ・ 学校図書 の 充実 を 図 る た め 、 学 校 図 書 標 準 冊 数 の 確 保 に 努 め 、 地 域 学 校 協 働 活 動 と タイ ア ッ プ し 、 朝 の 読 書 活 動 や 読 み 聞 か せ 活 動 を 積 極 的 に 推 進 し 、 読 書 に 親 し む 機 会 を 充 実 さ せ 、 子 ど も た ち の 豊 か な 心 を 育 み ま す 。
- ・ 読 み 聞 か せ ボ ラ ン テ ィ ア の 養 成 や 活 動 を 推 進 し 、 読 書 に 関 す る 事 業 や イ ベ ン ト で の 活 用 促 進 を 図 り ま す 。
- ・ 子 ど も の 読 書 習 慣 の 形 成 ・ 定 着 の た め 、 保 護 者 及 び 地 域 住 民 を 対 象 と し た 読 書 啓 発 の 取 組 を 子 ど も の 発 達 段 階 に 応 じ て 体 系 的 ・ 継 続 的 に 実 施 し ま す 。

(5) 歴史・文化学習などの推進

- ・ 市 民 会 館 に お い て 、 毎 年 恒 例 の イ ベ ン ト と し て 定 着 し て い る 催 事 を 継 続 し て 実 施 す る と と も に 、 各 種 文 化 芸 術 団 体 な ど と 連 携 し た 新 た な 取 組 を 通 じ て 、 よ り 一 層 、 市 民 が 優 れ た 文 化 芸 術 に 触 れ る 機 会 を 提 供 し ま す 。 ま た 芸 術 家 や 演 奏 家 が 学 校 や 地 域 に 出 向 い て 演 奏 等 を 行 う ア ウ ト リ ー チ 事 業 や 、 毎 年 開 催 し て い る 太 鼓 教 室 、 宇 土 市 で 初 の 開 催 と な る 子 ど も 芸 術 文 化 祭 な ど 、 子 ど も を 主 な 対 象 と し た 取 り 組 み も 積 極 的 に 行 い ま す 。
- ・ 曾 畑 貝 塚 、 轟 泉 水 道 な ど 、 市 内 に 存 在 す る 各 重 要 遺 跡 に つ い て 、 そ の 保 護 ・ 活 用 の た め 国 の 文 化 財 指 定 を 引 き 続 き 目 指 し 、 国 指 定 と な っ た 轟 貝 塚 に あ っ て は 、 よ り 一 層 の 活 用 を 目 指 し て 方 針 の 検 討 を 行 い ま す 。 国 指 定 重 要 有 形 民 俗 文 化 財 の 雨 乞 い 大 太 鼓 や 県 重 要 無 形 民 俗 文 化 財 の 宇 土 御 獅 子 舞 に つ い て は 、 保 存 団 体 育 成 の た め の 補 助 金 の 交 付 な ど を 行 い 支 援 し ま す 。
- ・ 埋 蔵 文 化 財 の 体 験 発 掘 を は じ め と し た 体 験 型 歴 史 学 習 を 通 じ て 、 郷 土 の 歴 史 や 文 化 財 へ の 愛 着 を 深 め 、 郷 土 を 愛 す る 心 を 育 む た め の 学 習 機 会 の 提 供 に 積 極 的 に 努 め ま す 。

(6) 文化活動への支援

感性豊かな心を育むため、芸術鑑賞や音楽発表会などの文化活動については、指導者の派遣や補助金の交付などによって支援を行います。また、文化芸術面において、優秀な能力を発揮し、地域に誇れる人材育成を支援します。



第 60 回 宇 土 市 芸 術 文 化 祭 の 様 子

(7) 図書館サービスの充実・読書の推進

- ・ 市 民 が 等 し く 図 書 サ ー ビ ス の 恩 恵 を 享 受 で き る 環 境 を 整 備 し 、 知 識 基 盤 社 会 に お け る 知 識 ・ 情 報 の 拠 点 と し て 機 能 す る よ う 努 め ま す 。
- ・ 図 書 館 ホ ー ム ペ ー ジ の 機 能 の 改 善 、 広 報 や S N S を 活 用 し た 情 報 発 信 の 強 化 、 電 子 書 籍 を は じ め と す る デ ジ タ ル 資 料 の 充 実 な ど 、 利 便 性 の 向 上 や 新 規

利用促進につながるよう努めます。

- ・ 図書館の利用や情報へのアクセスが困難な方へのサポートや読書バリアフリー（視覚障がい者、発達障がい者等の読書環境の整備）の促進に努めます。
- ・ 乳幼児、小学生、中高生、若い世代、子育て就労世代、高齢者の各ライフステージに応じた読書の推進を図ります。

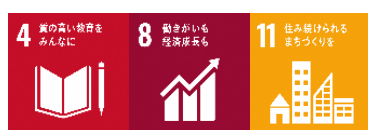
(8) 市民会館の改修

令和4年に開館から50周年を迎えた市民会館は、過去に大規模な改修工事や耐震化工事を実施しているものの、施設や設備、備品等の経年劣化や機能劣化が進行している。このことから、「宇土市公共施設個別施設計画」に基づき、施設や設備の改修や取替等によって長寿命化に努めます。

(9) 旧教育委員会庁舎の有効活用について

令和5年5月に新庁舎完成に伴い、旧教育委員会庁舎から、教育委員会事務局を移転しました。旧教育委員会庁舎の有効的な活用について、検討していきます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|---------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 人権に関する市民の関心・理解が深まる人権学習機会への参加者数 (人) | 106人 | 120人 |
| 図書館貸出数(人口一人あたり) | 81,520冊 (2.2冊) | 100,000冊 (2.8冊) |

② 健やかな体の育成

子どもたちが将来的に健康で活力に満ちた社会を実現するために必要な体力や運動能力、スポーツに対する関心や意欲、スポーツマンシップや協調性などを育てることを目指します。

具体的な取組例

(1) 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーを有する子どもの個別対応は、「園・学校における食物アレルギー対応の基本方針」に基づき、安全性を優先し、最善の対応に努めます。また、園・学校と連携し組織的な体制づくりに努め、対応を進めていきます。

(2) 食育の推進

- ・ 学校給食や各教科等における食に関する指導を通じて、子どもたちに食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、家庭・地域と連携した食育の充実を図ります。
- ・ 学校給食に地場産物を使用し、子どもたちの地場産物や郷土料理などの食文化への関心を高め、地産地消の推進に努めます。
- ・ 食に関する体験活動や季節の行事を通じ、食文化の継承や食物への理解を深めます。

(3) 歯科保健教室の実施

健康への知識の習得、歯の正しい磨き方の指導などを行う歯科保健教室及び福祉部局と連携・協力し、全幼稚園・小・中学校で、フッ化物洗口を実施し、子どもたちの健康増進を図ります。

(4) 部活動の地域移行に向けた取組

国・県が示す方向性を踏まえ、教職員の負担軽減と働き方改革を推進し、子どもたちが将来にわたり活動を継続して取り組むことができるような環境整備を目指します。



令和5年度全国中学校ハンドボール大会で優勝した鶴城中学校女子ハンドボール部

(5) 体力診断テストの分析と活用

全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを活用し、児童生徒の体力向上を図るため、今後も取組を行います。

(6) 地域スポーツの推進

地域住民が交流を深めながら、年齢、性別、能力、障がいの有無に関わら

ず、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

(7) 小中学校体育施設の開放

子どもたちのスポーツ活動や交流活動の場、地域住民のスポーツなどの活動の場として、小中学校の体育施設の開放を引き続き推進します。

(8) 地域に誇れる人材育成への支援

スポーツ面において、優秀な能力を発揮し、地域に誇れる人材育成を支援します。

(9) 行政と地域が一体となった健康づくり体制の構築

「生涯にわたる健康づくり」という大きな目標のために、行政各課、地域の各種団体が連携し、スポーツ、介護予防、健康診断などの複合的な要素を組み合わせた健康づくりができる体制を整備します。

(10) 安全・安心にスポーツができる環境の整備

スポーツ施設の老朽化や利用者の要望を把握し、計画的に改修や改善による整備を進め、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる充実した環境づくりに努めます。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 社会体育施設の年間利用者数 (人) | 301,217人 | 320,000人 |

6 生涯にわたる学び、活躍できる環境の推進

① 生涯学び、活躍できる環境整備

人生100年時代を見据えて、市民一人ひとりに対し、能力や興味に応じた最適な学びの機会の確保を目指します。

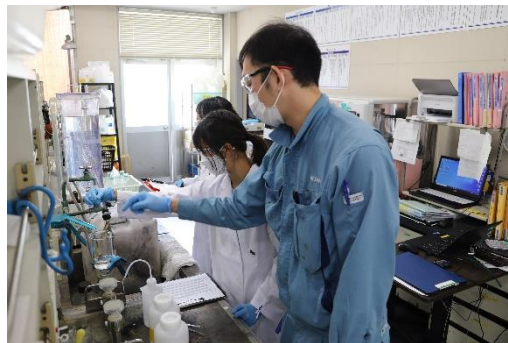
具体的な取組例

(1) 各種講座の充実及び支援

- ・ 市民のニーズを把握し、見直しや拡充を行い、語学・教養・健康・趣味などを中心に地域の特徴を生かした生涯学習講座を開講します。
- ・ 中央公民館や分館、やきもの教室、各地区公民館で開催されている地域の特徴を生かした自主講座などの学習機会を積極的に支援していきます。

(2) 地域の人材発掘と活用や各種団体との連携強化

- ・ 地域教育力の向上と生涯学習の推進のため、様々な知識やスキルを持つ市民を募り、また各種講座で育成した指導者を学校や団体などに派遣して、伝統文化の学習や世代間交流を図ります。
- ・ 宇土市地域婦人会連絡協議会や宇土市PTA連合会、宇土市子ども会連絡協議会などの社会教育関係団体の活性化を支援します。



(株)MC エバテックの職員と一緒に
水質検査をする中学生

(3) 市民に向けた積極的な公開・活用

- ・ 国指定史跡「宇土城跡」の発掘調査で確認された遺構の表示や解説サインの設置などを通して、史跡の積極的な公開・活用を図ります。
- ・ 県国指定有形民俗文化財「宇土の雨乞い大太鼓 附関連資料」を展示している大太鼓収蔵館や、かつて全国的に知られていた網田焼を展示している「網田焼の里資料館」の展示品や解説などを充実させ、価値の再認識を図ります。
- ・ 宇土市の歴史が総合的に学べる資料館などの整備を行い、市民の郷土学習を支援します。

(4) 国指定史跡「轟貝塚」について

国指定史跡「轟貝塚」の保存活用計画を策定し、それに基づき史跡の整備・活用方針を検討します。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|----------------------------------|----------------|-----------------|
| 大太鼓收藏館、網田焼の里資料館等文化財展示施設への来館者数(人) | 2,042人 | 3,000人 |
| 生涯学習を応援するボランティア人材バンク登録者数(人) | 49人 | 60人 |

② 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域の住民が自ら学び合い、地域の課題解決や新しい地域づくりに向けた活動を行うことを目的とした教育を目指すため、社会教育施設や社会教育人材を整備し、支援していきます。

具体的な取組例

(1) 公民館などの整備

地域づくりなどの活動拠点となる中央公民館・各地区公民館の長寿命化に向けた整備・改修を計画していきます。また、公民館利用者の利便性向上のため、Wi-Fi環境の整備を検討します。

(2) 図書館運営

市民が気軽に立ち寄ることができるよう、心地よい空間やニーズに応じたスペースを確保し、広く深く地域に根差し、市民とともに暮らしの中にある図書館を目指します。

また、図書館サービスのより一層の向上を図るため、民間活力の導入を含めた、図書館の効果的な運営を図ります。

(3) サードプレイスについて

近年、地域のつながりが希薄になる中、学校や家庭の抱える課題が複雑・深刻化し、子どもたちが安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。サードプレイスとは、家庭（ファーストプレイス）、学校・職場（セカンドプレイス）でもない第三の居場所（サードプレイス）のこ

とであり、居場所のない子どもたちが安心して過ごせる場所について、整備を進めてまいります。

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|------------|----------------|-----------------|
| サードプレイスの設置 | 未設置 | 設置 |



「うと教育の日」ポスター（令和5年度）
教育長賞：緑川小学校1年 住本莉音さん

7 地域との連携・協働

① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校と家庭や地域が相互にパートナーとして、子どもたちの成長を支えるために様々な活動を行い、地域における教育の質や効果、教育に関わる人や組織の力を高め、子どもたちが自分らしく生きるために必要な資質や能力を育むことを目指します。

具体的な取組例

(1) 子育て支援事業の推進

地域の子育て拠点施設である幼稚園で子育て支援事業を引き続き実施し、保護者同士の交流や地域との関わりを深めることで、安心して子どもを育てられる体制づくりを図ります。

(2) 幼稚園・小中学校におけるコミュニティ・スクールの実施

地域と共にある学校づくりに関わる教育施策として、引き続き積極的な取組を継続して行います。（幼稚園での実施については検討を進めていきます。）

(3) 学校・家庭及び地域・行政の連携

子育てに関する悩みや不安を解消するため、家庭教育講演会の開催やしつけなどに関する広報・啓発に努めます。

(4) 地域学校協働活動の推進

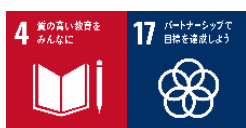
- ・ 地域の異なる世代や年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通して、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。（放課後子供教室）

- ・ 地域ボランティアによる本の読み聞かせ、校内美化、登下校時の安全見守り、更には学習支援の推進及び充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちの成長を支えることで、郷土愛を育み、地域の未来を担う人材を育成します。（学校支援活動）



学校支援ボランティアの様子

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|---|--------------------|--------------------|
| 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」に「参加している」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査) | 小学校：57% 中学校：41% | 小学校：70% 中学校：55% |

⑩ NPO・企業・地域団体等との連携・協働

社会的な課題や目標に対して、それぞれの組織が持つ資源やノウハウを共有し、相互に協力して取り組むことを目指します。

具体的な取組例

(1) 青少年の健全育成

関係機関や団体との連携を強化し、青少年センターを拠点に、補導委員による街頭指導や相談活動を行い、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進し、市民の機運を高めるため、街頭や広報誌などでの啓発を積極的に行います。

(2) 交通安全教育の実施

子どもたちが安心して通えるように、通学路の点検を各関係機関と協力して実施します。また、交通安全教室を継続して行います。

(3) 通学路点検の実施

交通安全プログラムに則り、関係機関と連絡を密に取りながら点検を行い、対策を図ります。

また、公開型GISのマップ上に危険箇所を表示し、安全マップとしての活用を図ります。



網田小お散歩隊の様子

【関連するSDGsのゴール】



【指標】

| 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和10年度) |
|----------------------------|----------------|-----------------|
| 警察等と連携した交通安全教室を実施している学校の割合 | 70% | 100% |



「うと教育の日」ポスター（令和5年度）
特選：網田中学校2年 荒水佑太さん

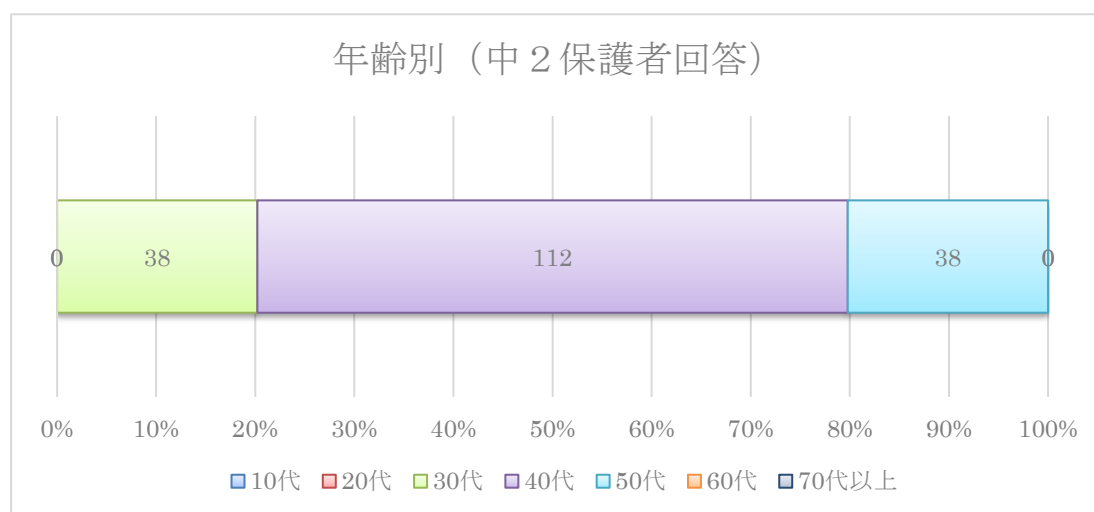
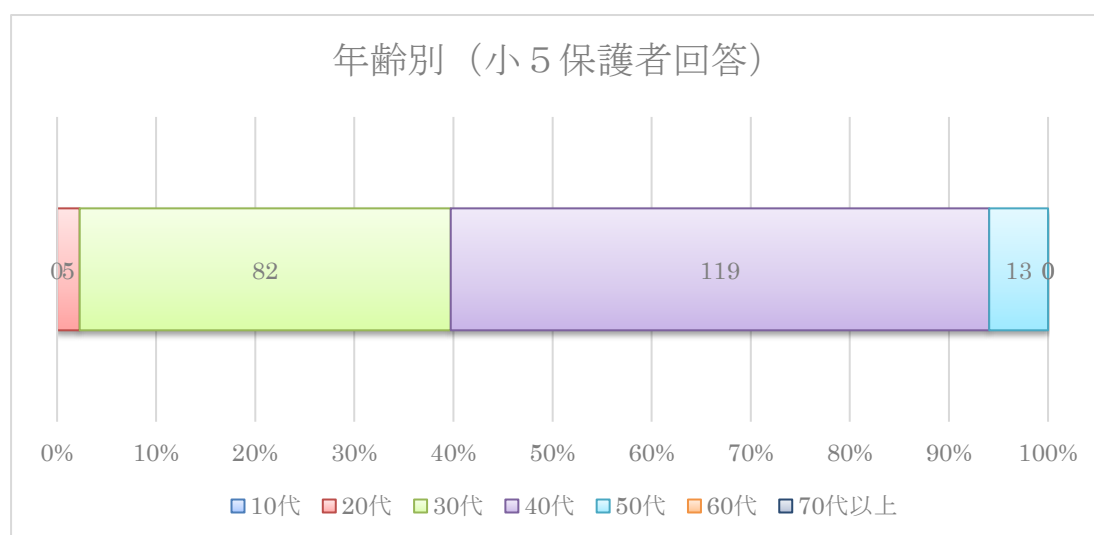
第5章 アンケート結果

本計画の策定に当たり、市内の小学校5年生の保護者及び中学校2年生の保護者に対して教育（就学前教育、学校教育、社会教育、文化財保護、生涯スポーツ、教育行政事務など）に関する状況・提言を把握し、新たな計画に反映させることを目的として、令和6年1月にアンケート調査を実施しました。

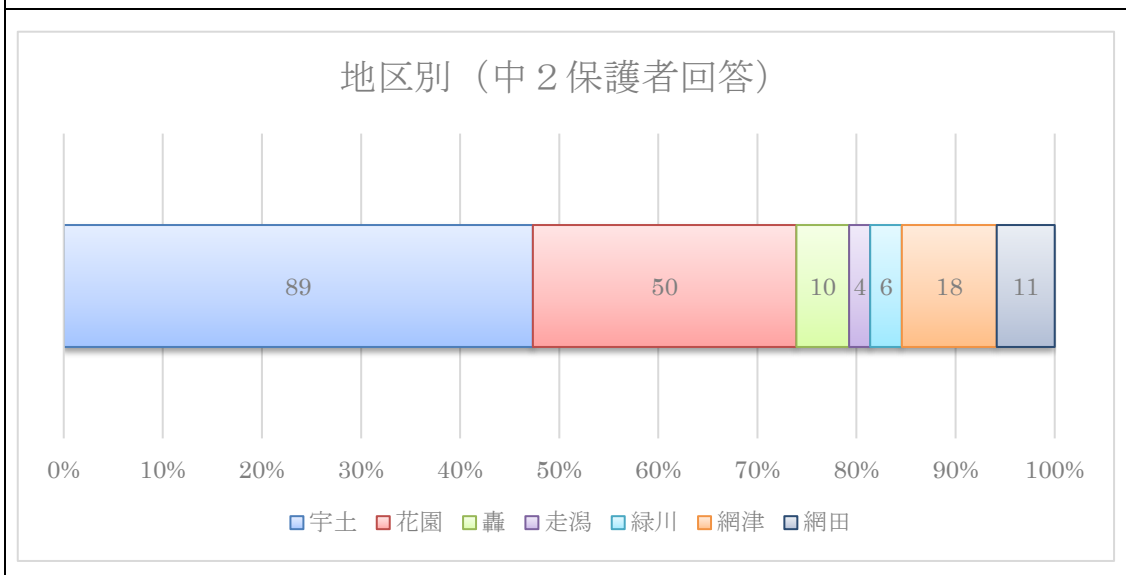
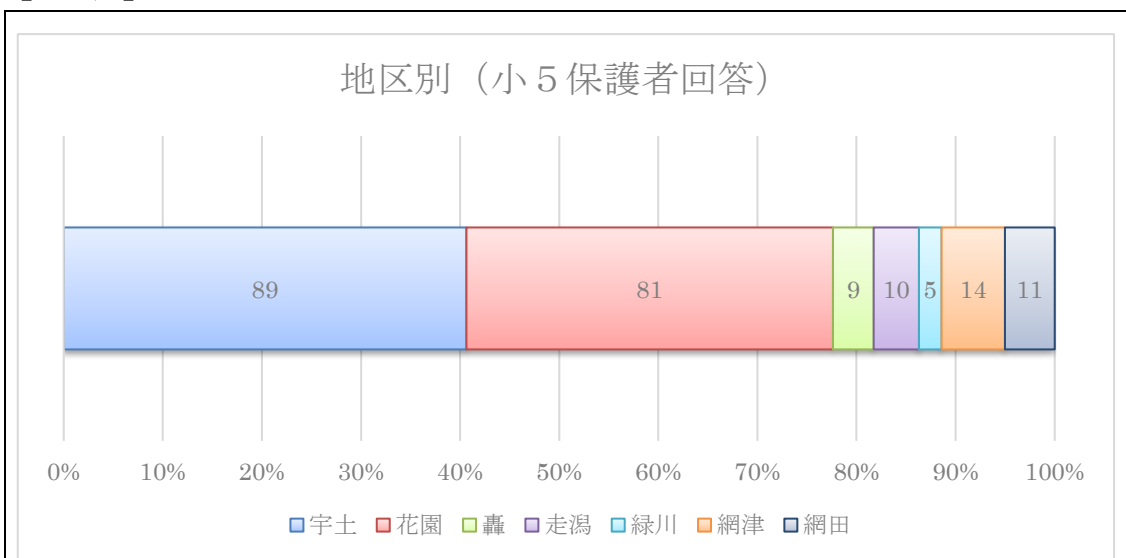
調査対象を小学校5年生と中学校2年生の保護者とし、インターネット上でアンケートを実施しました。

| | 小5保護者 | 中2保護者 | 全体の回答率 |
|-----|-------|-------|--------|
| 回答数 | 219名 | 188名 | 63.4% |

【年代別】

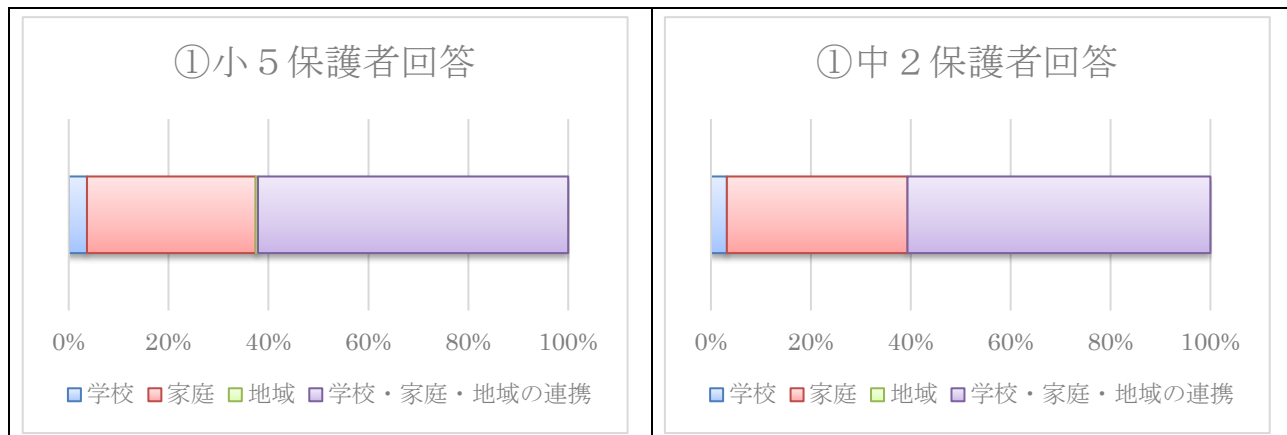


【地区別】

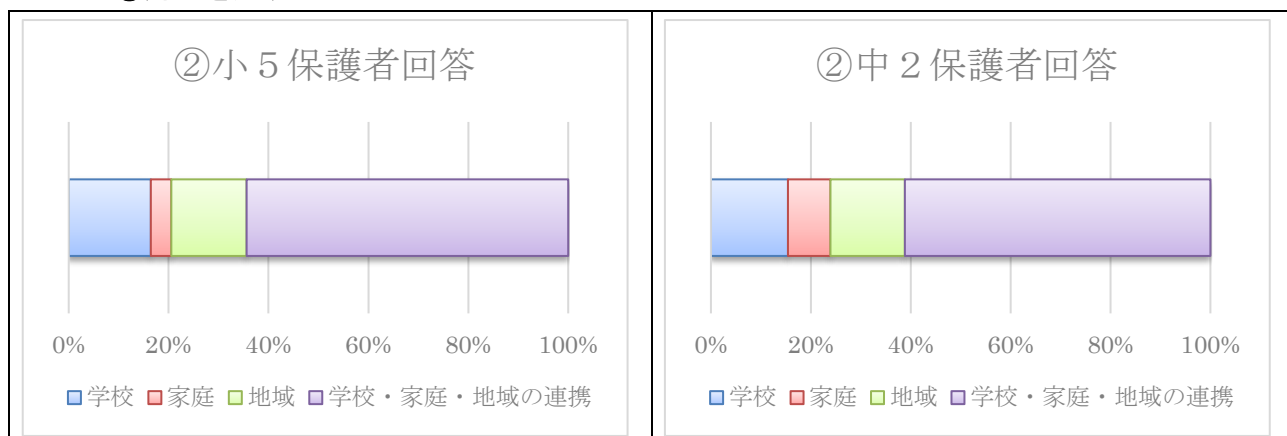


問1 次の項目について、学校（幼稚園や保育園を含む）、家庭、地域のうち、どこが主になって子どもに身につけさせるものだと思いますか。

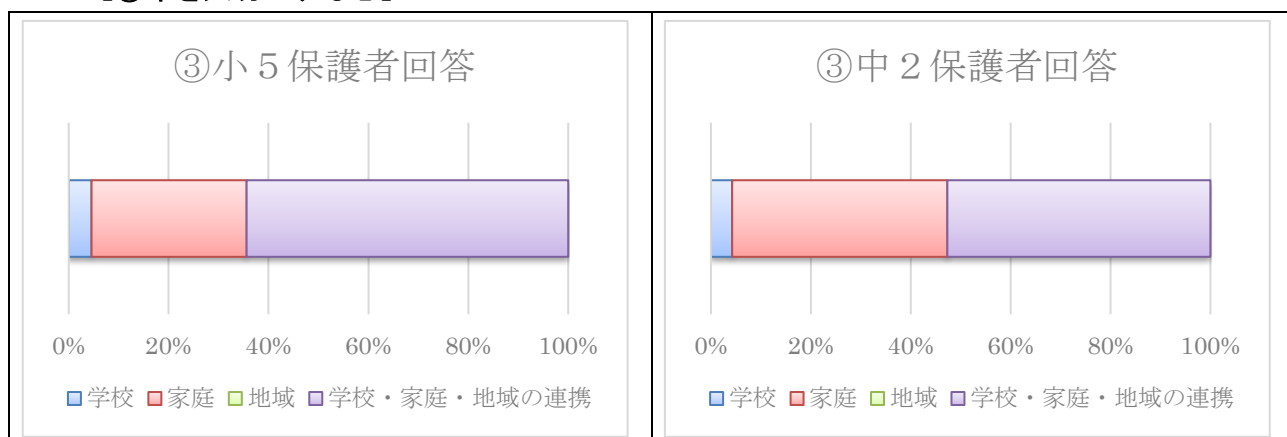
【①社会のルールやマナー】



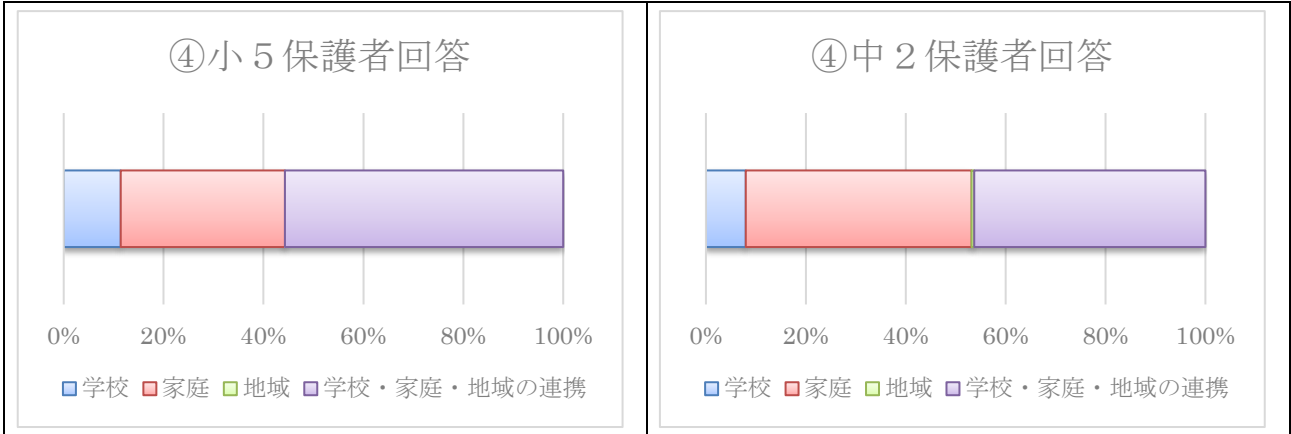
【②郷土を愛する心】



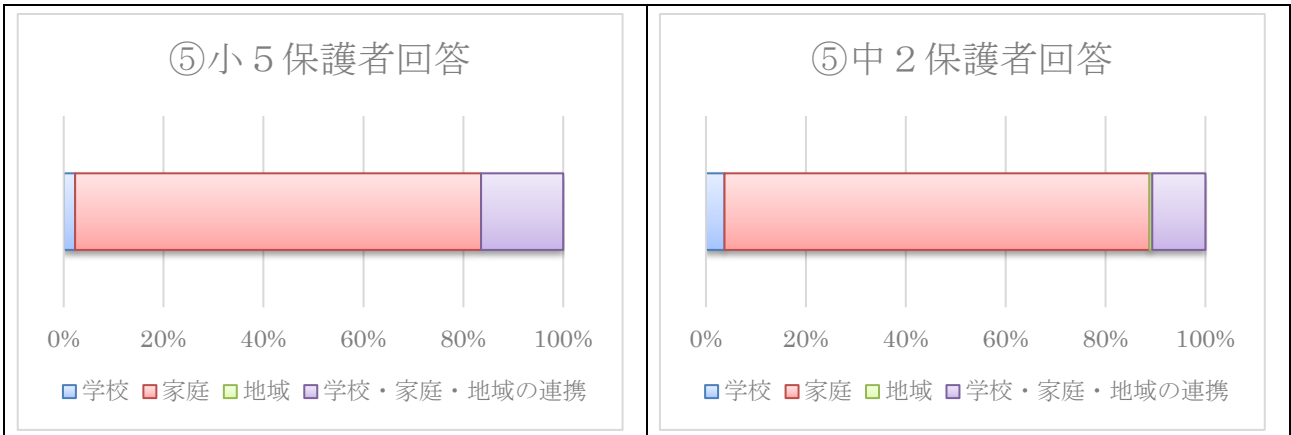
【③命を大切にする心】



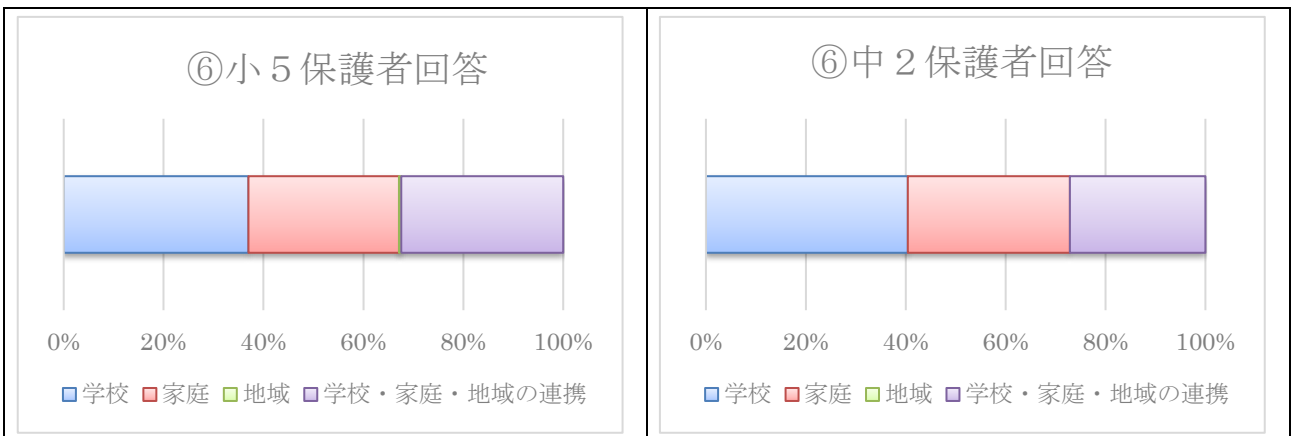
【④思いやりの心や態度】



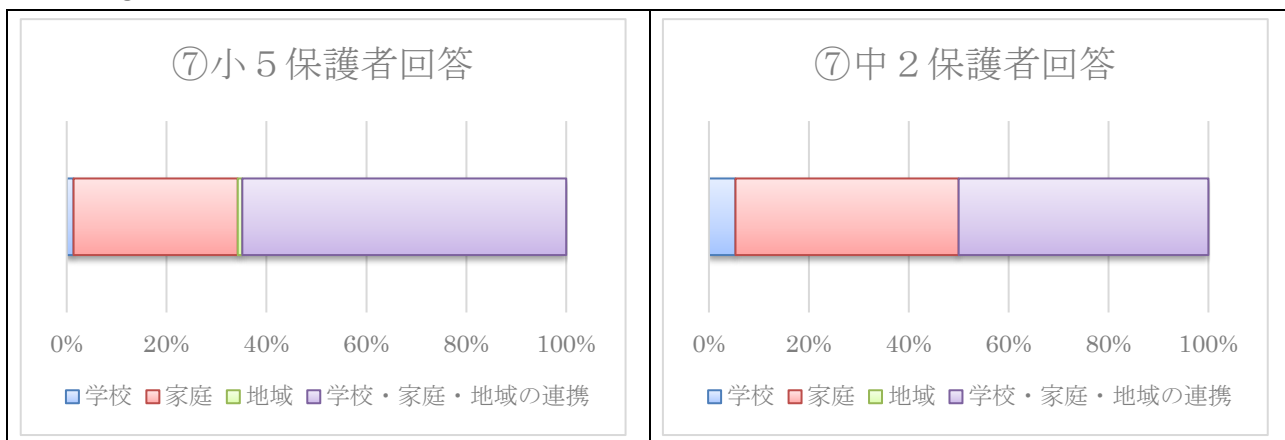
【⑤基本的な生活習慣】



【⑥読書の習慣】



【⑦あいさつ】



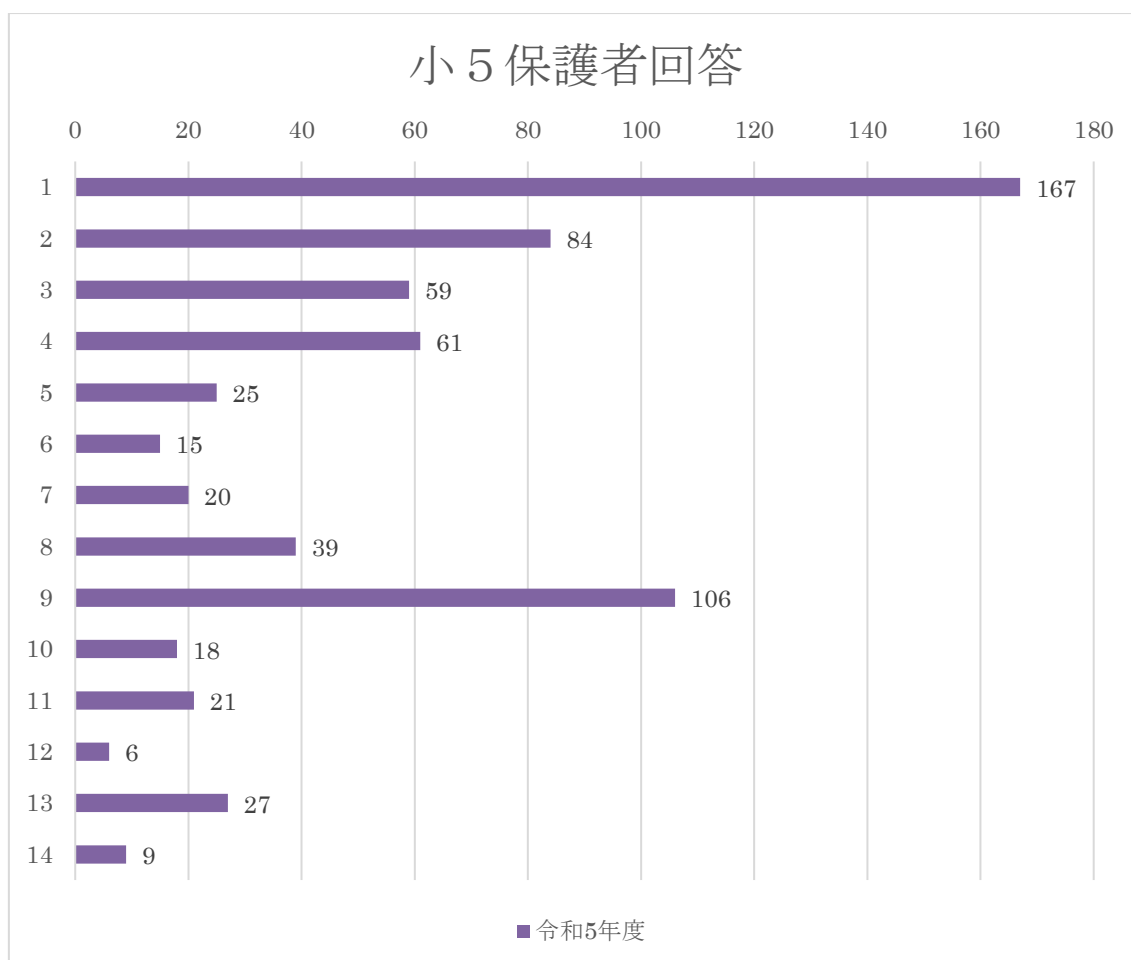
「うと教育の日」ポスター（令和5年度）
 特選：緑川小学校5年 松本惇之介さん

問2 現在、様々な教育問題に対して家庭や地域の教育力に期待する声があります。

あなた自身が主体的に取り組むことができると思うものを選んでください。

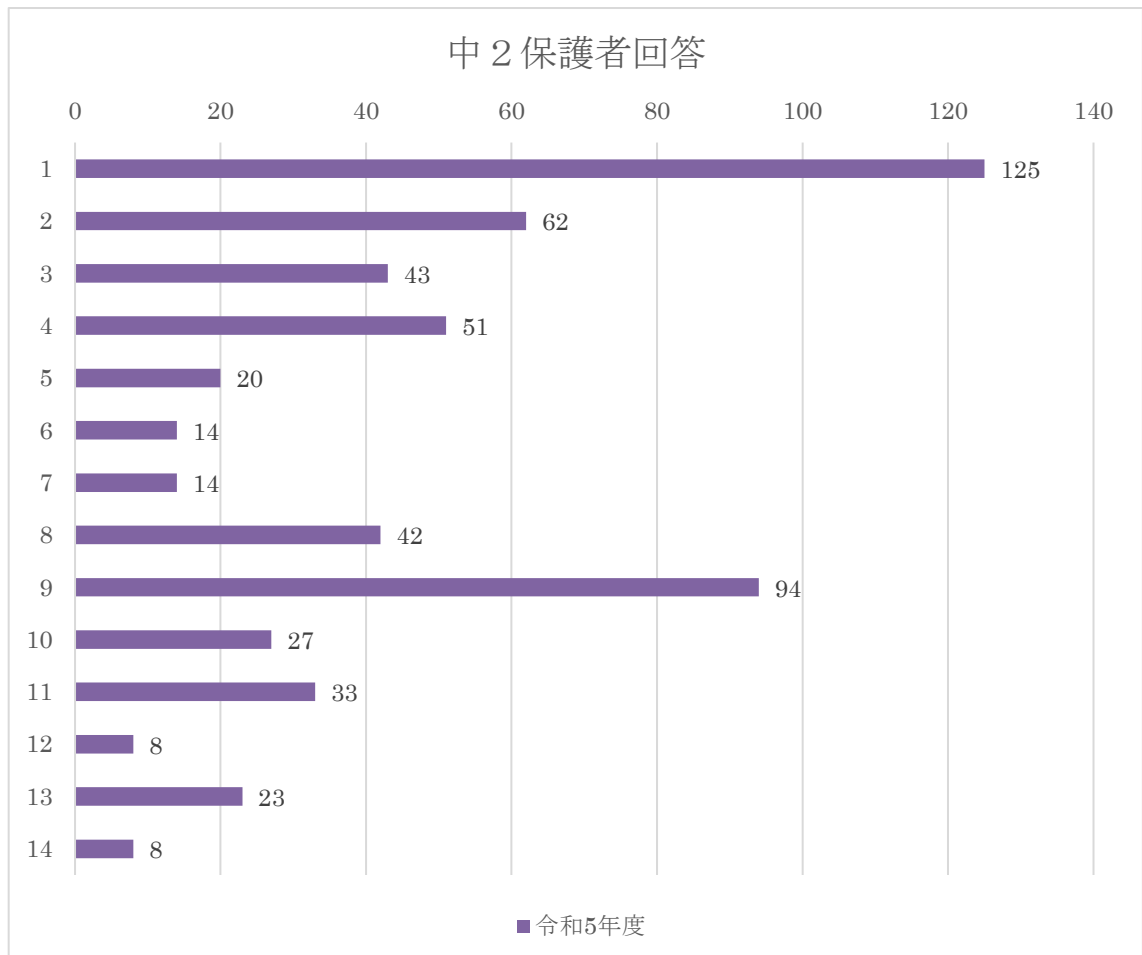
(主なものを3つまで○)

- 1 地域の子どもたちへのあいさつや声かけ
- 2 子どもたちの通学区域の安全を守る活動への参加・協力
- 3 学校や学校周辺の美化・環境整備への参加・協力
- 4 子どもが参加するイベントの開催、参加
- 5 地域や伝統を継承し、郷土愛を育むためのイベントの開催、参加
- 6 しつけなどに関する学習会の開催、参加
- 7 公民館、図書館など社会教育施設での学習
- 8 学校との情報交換や話し合いなどへの参加
- 9 運動会や文化祭などの学校行事への参加・協力
- 10 部活動などの指導への協力
- 11 子ども会、PTAなどの取組への参加、協力
- 12 家庭教育学級などへの参加
- 13 子育てに悩む親などへの支援・サポート
- 14 青少年の健全育成に関する支援・サポート



(主なものを3つまで)

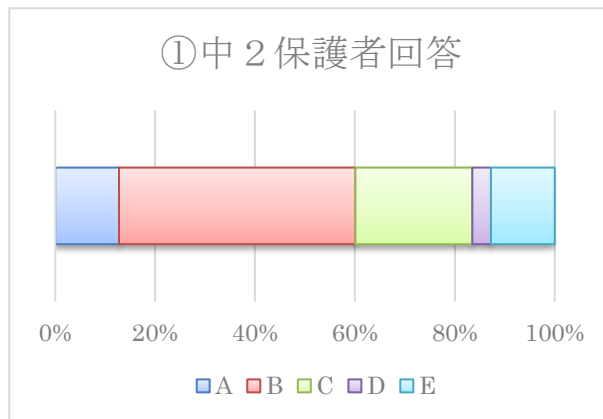
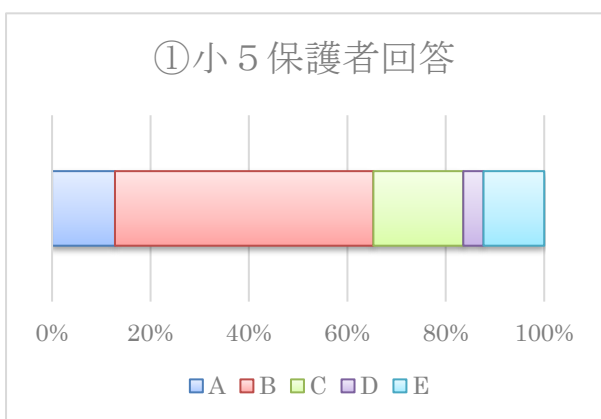
- 1 地域の子どもたちへのあいさつや声かけ
- 2 子どもたちの通学区域の安全を守る活動への参加・協力
- 3 学校や学校周辺の美化・環境整備への参加・協力
- 4 子どもが参加するイベントの開催、参加
- 5 地域や伝統を継承し、郷土愛を育むためのイベントの開催、参加
- 6 しつけなどに関する学習会の開催、参加
- 7 公民館、図書館など社会教育施設での学習
- 8 学校との情報交換や話し合いなどへの参加
- 9 運動会や文化祭などの学校行事への参加・協力
- 10 部活動などの指導への協力
- 11 子ども会、PTAなどの取組への参加、協力
- 12 家庭教育学級などへの参加
- 13 子育てに悩む親などへの支援・サポート
- 14 青少年の健全育成に関する支援・サポート



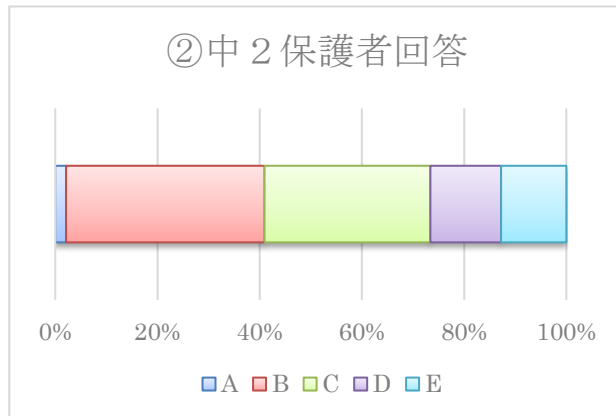
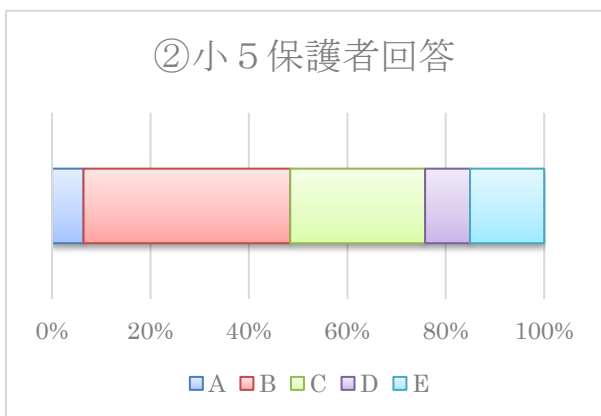
問3 次の宇土市の教育の取り組みなどについて、どのように感じていますか。
 (それぞれあてはまる番号1つに○)

※グラフ中凡例
 A: そう思う B: どちらかというと思う C: どちらかというと思わない
 D: そう思わない E: わからない

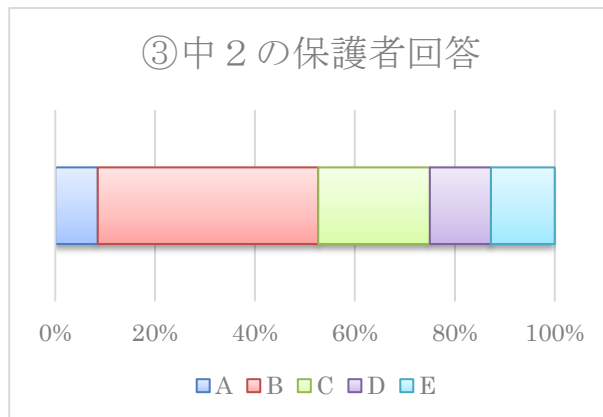
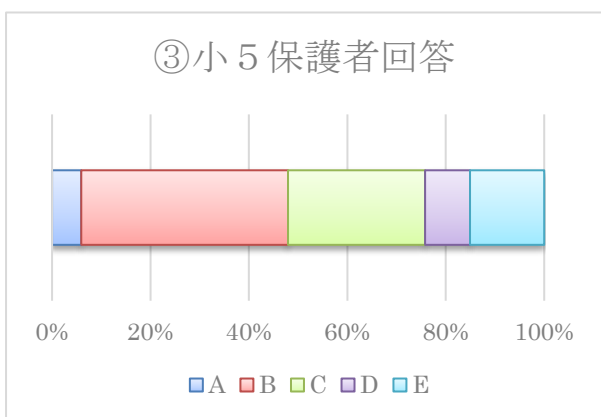
【①就学前教育（幼稚園・保育園）の教育（保育）は充実していると思いますか。】



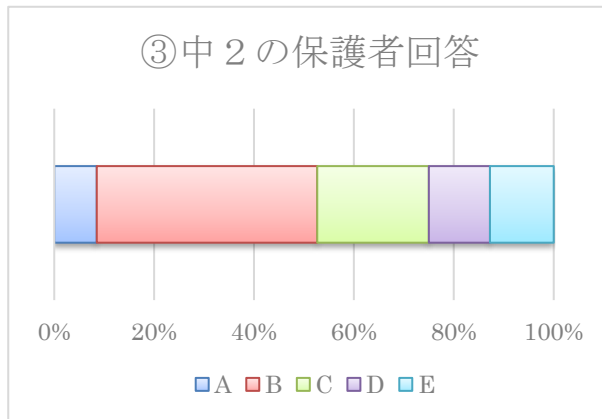
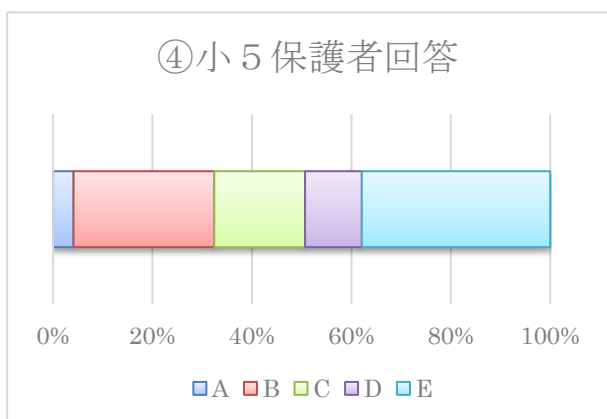
【②児童生徒の学力向上への取組は充実していると思いますか。】



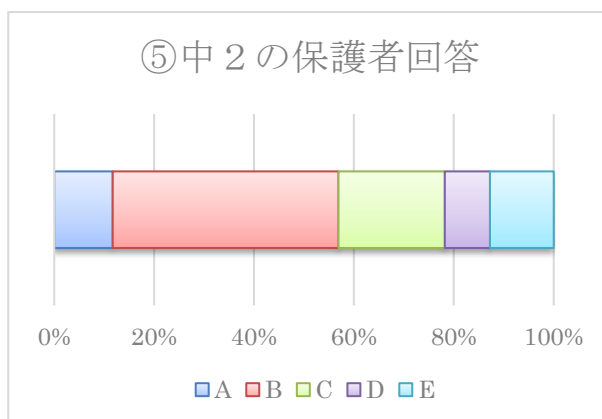
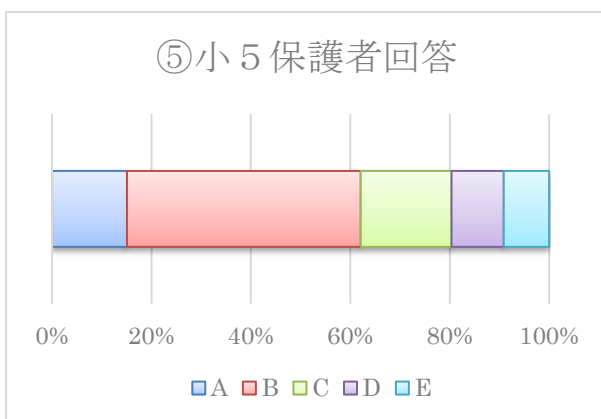
【③ 児童生徒の健康・体力向上への取組は充実していると思いますか。】



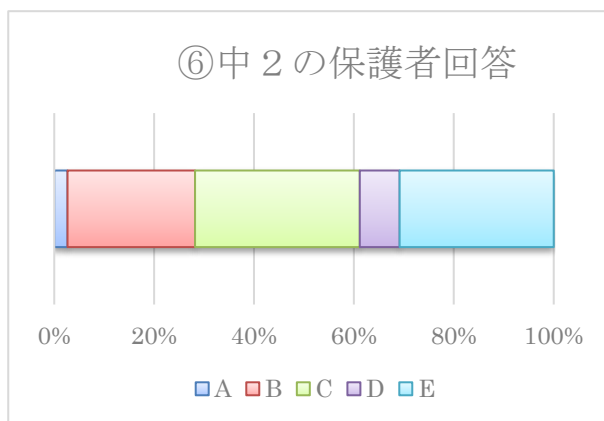
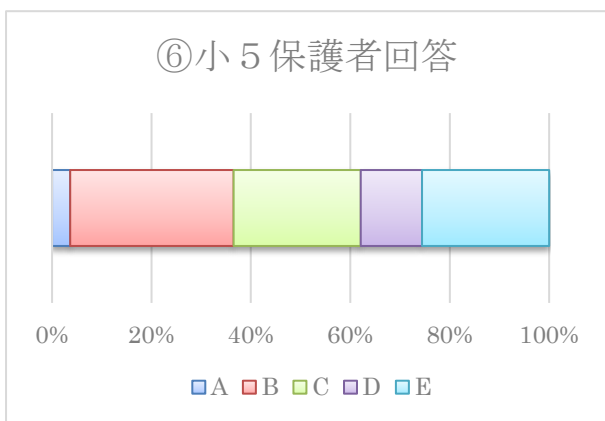
【④ いじめ・不登校への教育相談体制は整備されていると思いますか。】



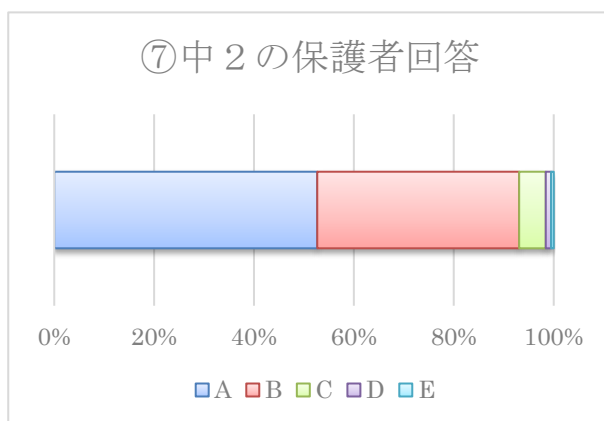
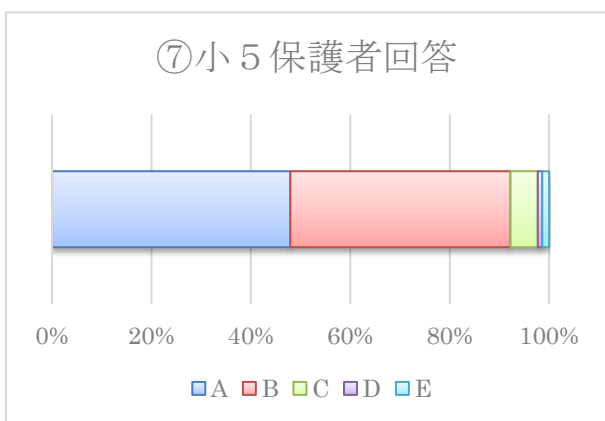
【⑤ タブレットや電子黒板など、学校の ICT 環境は充実していると思いますか。】



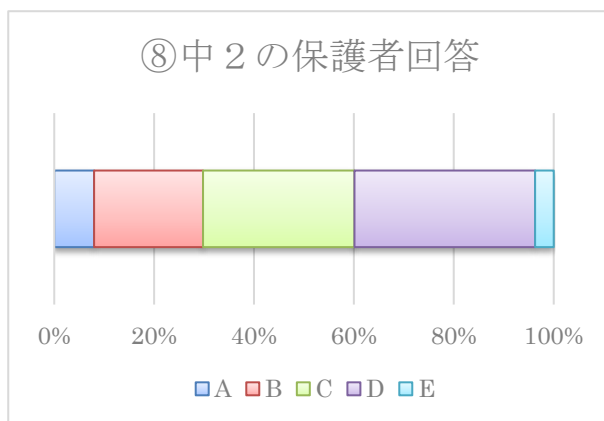
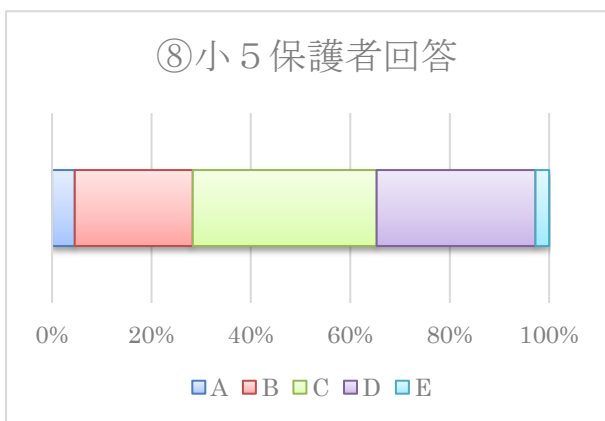
【⑥ 保護者向け家庭教育の取組（しつけに関する学習の機会や情報の提供など）は充実していると思いますか。】



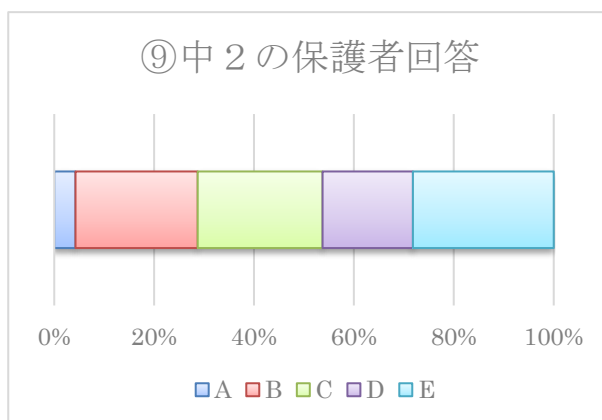
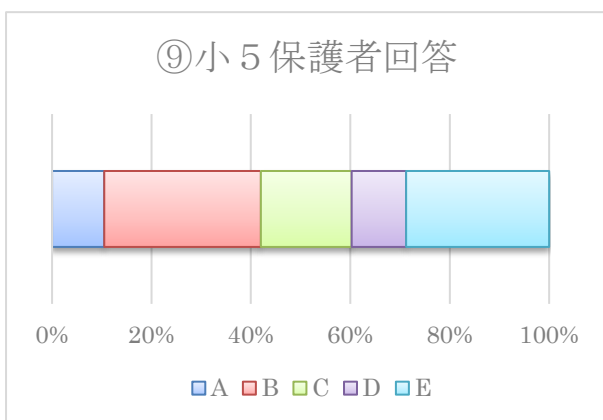
【⑦ 毎日、家族団らんなどの親子の対話の時間はありますか（ありましたか）。】



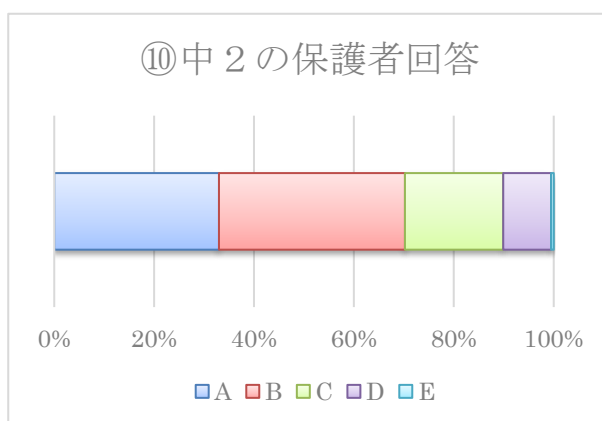
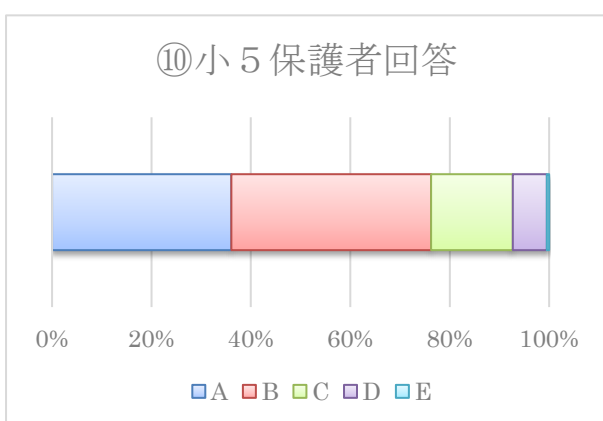
【⑧ 家族ぐるみで読書に親しむ機会がありますか（ありましたか）。】



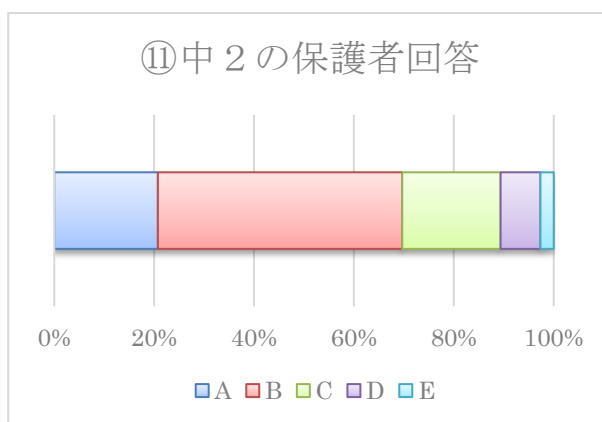
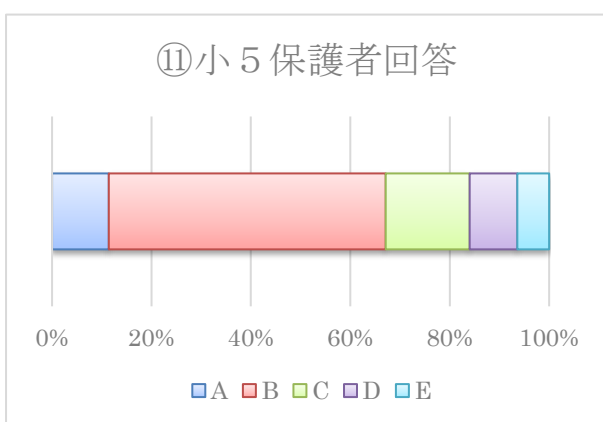
【⑨ 市立図書館のサービスは充実していると思いますか。】



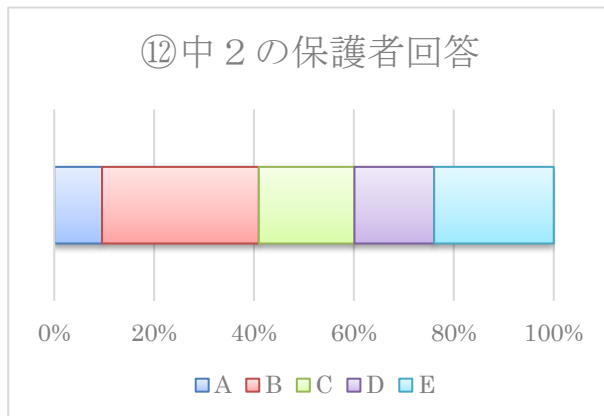
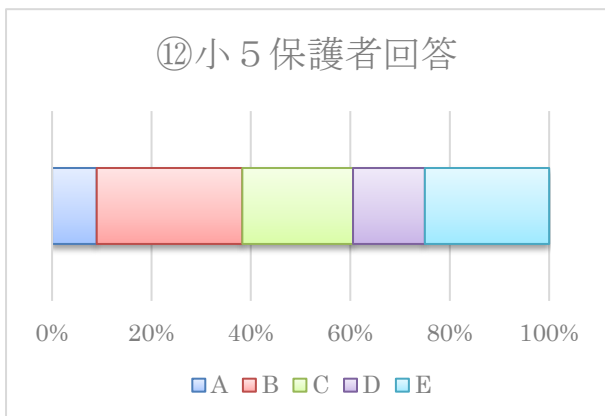
【⑩ 家庭で「早寝、早起き、朝ごはん」を実行できていると思いますか。】



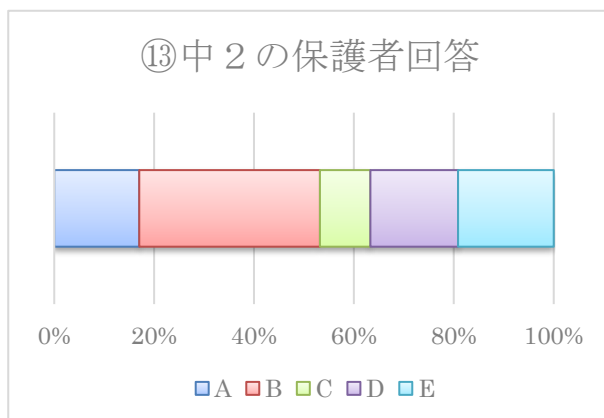
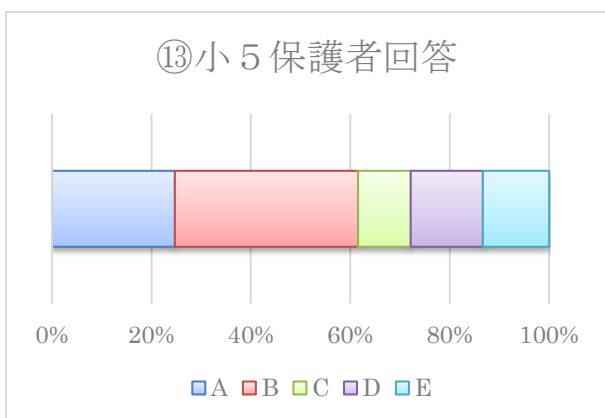
【⑪ 地域の方同士での挨拶が、よく交わされていると思いますか。】



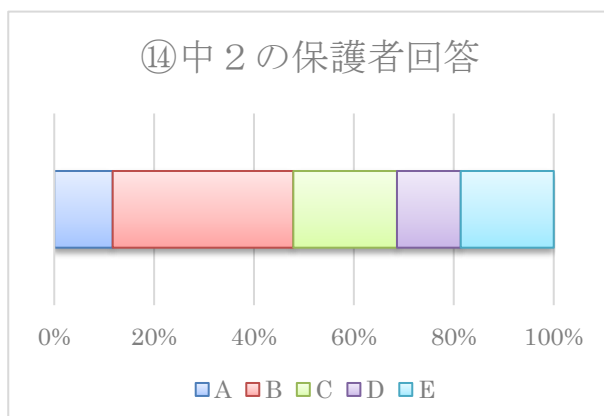
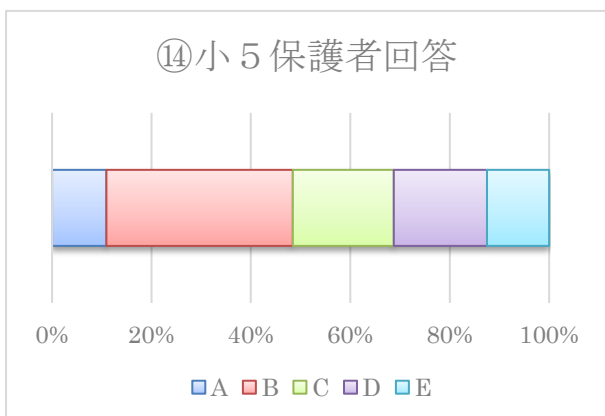
【⑫ あなたの地区は、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運がありますか。】



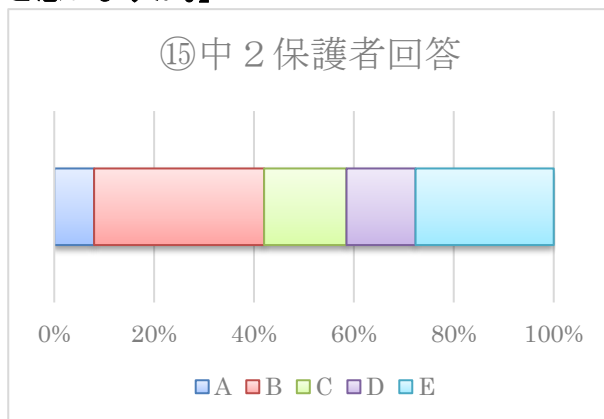
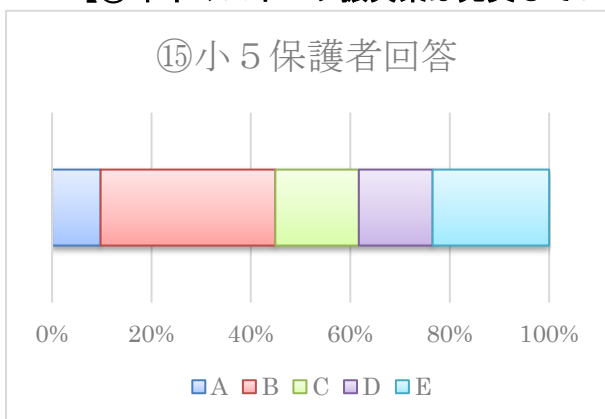
【⑬ あなたの地区の公民館は、地域の活動を行う際に役に立っていますか。】



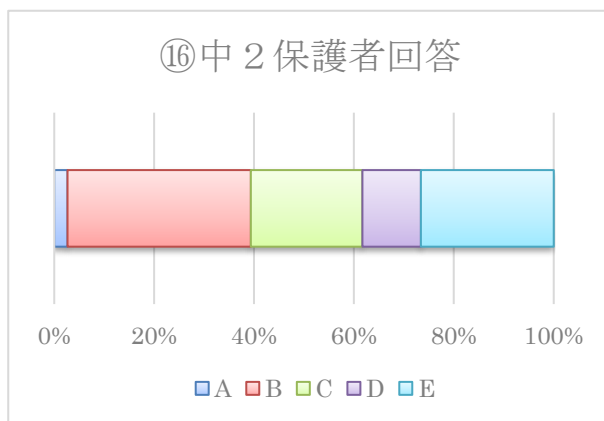
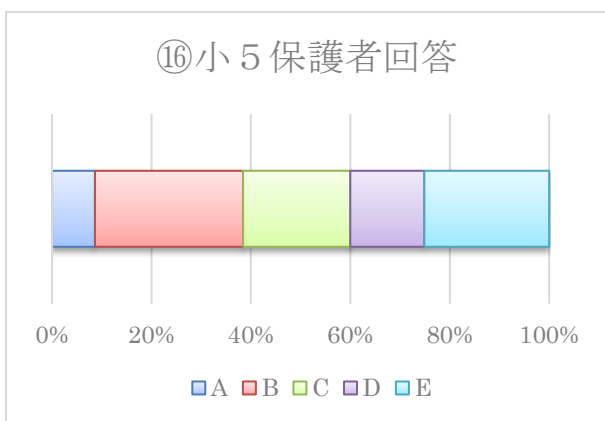
【⑭ 市内のスポーツ施設は利用しやすいと思いますか。】



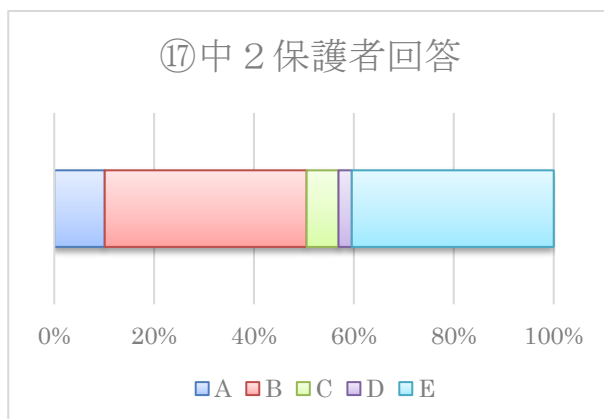
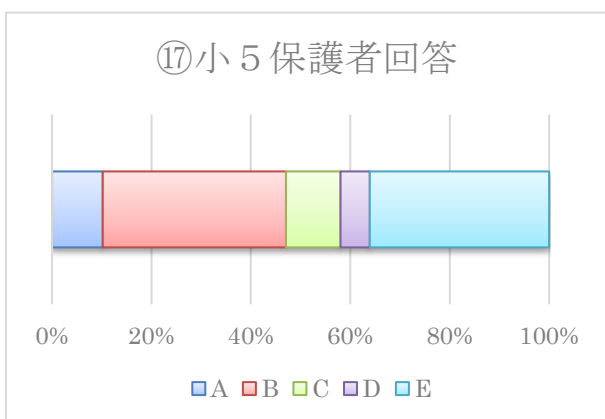
【15 本市のスポーツ振興策は充実していると思いますか。】



【16 市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思いますか。】



【17 市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思いますか。】

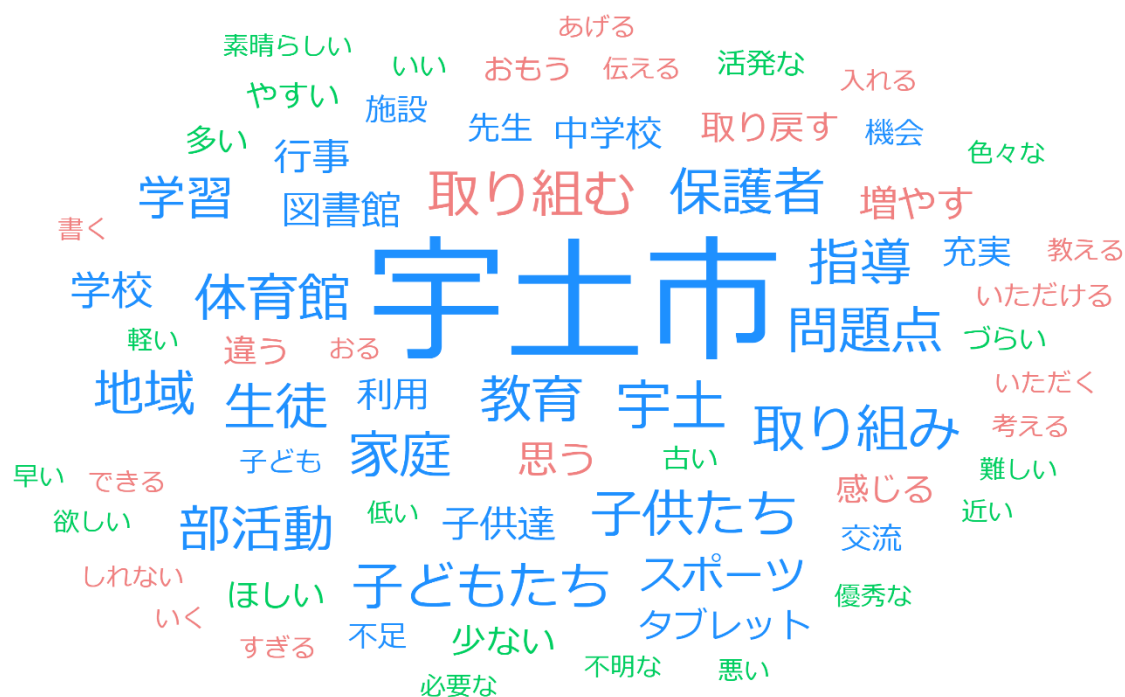


問4. 教育全般における課題や問題点は何だとおもいますか。

複数の自由意見をテキストマイニング（大量の文章データ（テキストデータ）から、有益な情報を取り出すこと）により、文章を単語に分割し、それらの出現頻度や相関関係を分析し、抽出したイメージ図を下記に示します。

出現頻度の高い単語を複数選び出し、その値に応じた大きさと色で図示しています。単語の色は品詞の種類で異なっており、青色が名詞、赤色が動詞、緑色が形容詞・形容動詞を表しています。

例えば、下図中の「問題点」の周辺に、「指導」や「充実」が挙げられていることから、「児童生徒への指導の充実」を求める声や、「子どもたち」の両側に「部活動」と「スポーツ」が挙げられていることから、「子どもたちの部活動やスポーツ」に対する関心が多いことが考えられます。



第6章 推進体制

- 1 本計画の推進に当たっては、「第6次宇土市総合計画 後期基本計画（2023年度～2026年度）」及び他の関連する計画と整合性を図りながら、関係部局と連携し計画を推進します。
- 2 本計画に掲げた施策や事業をより効率的で効果的に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ることが重要です。事業の点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年実施している「教育に関する事務執行状況の点検・評価」により実施状況を点検・評価します。
また、結果を公表し、施策単位における計画の進捗管理を行い、次年度以降の施策展開に反映させながら、より効率的で効果的な教育行政の推進に努めます。



「うと教育の日」ポスター（令和5年度）
特選：網津小学校3年 橘美羽さん

第7章 資料編

1 宇土市のゆかりのある人物紹介

・小西行長（宇土城主）

小西行長は、戦国時代の1558（永禄元）年に京都で生まれました。父は、大坂・堺の豪商でキリシタンだった小西隆佐という人物で、行長も幼少期にキリシタンになりました。備前国（現在の岡山県）を治めていた宇喜多家の家臣を経て、豊臣秀吉の家臣となりました。海軍を指揮していたことから、外国人宣教師からは「海の司令官」と呼ばれました。1588（天正16）年、31歳の時に肥後国南部の大名になり、宇土・益城・八代・天草を治めました。宇土を本拠地として宇土城（城山）を築城し、城下町を建設するなど現在の宇土の基礎を築きました。1600（慶長5）年の関ヶ原の戦いでは西軍首脳の一人として東軍と戦いました。



小西行長公の銅像
(1558~1600)

・天草四郎（一揆軍の総大将）

1637（寛永14）年に起こった天草・島原の乱で、一揆軍の総大将となった天草四郎（益田時貞）は、もともと小西行長の家臣だった父・益田甚兵衛らとともに宇土の江部村（現在の宇土市旭町）に住んでいました。四郎自身も宇土で幼少期を過ごし、一揆発生の直前に父とともに天草に渡りました。四郎は、そのカリスマ性や神秘性を背景にして十字架を掲げて戦場で一揆軍を率いたと伝えられますが、実際に軍勢を指揮したのは父・甚兵衛をはじめとするキリシタン浪人たちでした。

1638（寛永15）年2月28日、四郎は原城で熊本藩士・陣佐左衛門に捕らえられ斬首されました。亡くなった時の年齢は諸説ありますが、四郎の母の証言から15歳ぐらいだったと考えられます。



天草四郎の錦絵
(?~1638)

・不知火諾右衛門（第8代横綱）

不知火諾右衛門は、1801（享和元）年に現在の栗崎町で生まれました。23歳で大坂相撲の湊由良右衛門に入門し、その後は江戸に移り、39歳の時に当時の幕内最上位だった大関に昇進しました。翌年には第8代横綱になりました。1843（天保14）年に江戸城で開催された将軍・徳川家慶の上覧相撲では、結びの一番で



不知火諾右衛門
(1801~1854)

東大関の劔山を破り、勝った不知火には将軍から弓が授けられ、土俵上で豪快な弓取りを披露しました。この時、両腕を左右に大きく開いてせり上がる土俵入りを披露し、これが「不知火型」と呼ばれている横綱土俵入りの型の一つで、不知火諾右衛門が創始者とされています。44歳で引退し、その後は大坂相撲の再興と門弟力士の育成に尽力しました。

・ドゥルー女史（イギリスの海藻学者）

イギリスの海藻学者であるドゥルー女史は、それまで不明だった海苔の生態を解明し、その研究成果を九州大学の瀬川宗吉教授に手紙で知らせ、さらに瀬川教授が熊本県水産試験場の太田扶桑男技師に伝えました。太田技師は研究を重ね、1953（昭和28）年に海苔の人工採苗を成功させました。これにより海苔養殖技術が革命的に進歩し、海苔の生産量は飛躍的に増加しました。

女史の功績を後世に伝えるため、海苔漁師たちが1963年（昭和38）に日本一の海苔漁場である有明海を一望できる住吉町の高台に記念碑を建立しました。毎年4月14日には全国から関係者が集まり、碑の前で「ドゥルー祭」が行われ、女史に対する感謝を捧げ、その功績を称え続けています。



ドゥルー女史
(1901~1957)

・上羽勝衛（「鶴城学館」初代学館長）

1843（天保14）年に宇土町に生まれ、1873（明治6）年に県内初の小学校教科書を発行する。また、1893（明治26）年には、旧藩主や藩士たちの地方教育に対する熱意によって「鶴城学館」という独自の私立学校が設立された際に、当時、九州商業銀行頭取



嘉悦孝子

であった上羽勝衛氏が、初代学館長として任命されました。その

「鶴城学館」では、現在東京にある嘉悦大学の創始者・嘉悦孝子が教鞭をとるなど、充実した教育内容で、近藤民雄（明治大学総長）や小畑惟清（日本医師会会長）、黒瀬弘志（山梨県知事・神戸市長）など名立たる人たちが競って学びました。



上羽勝衛
(1843~1916)

・坂井徳章（台湾の英雄：湯徳章）

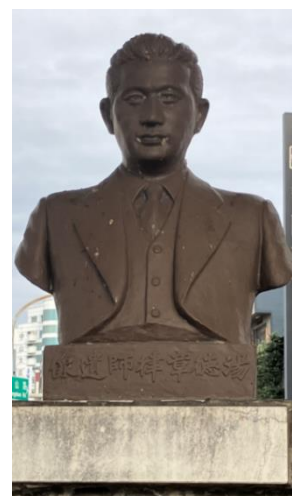
徳章の父：坂井徳蔵は、1875（明治8）年に宇土町で生まれ、日清戦争終了後、台湾に渡りました。現地で妻となる台湾人女性湯玉（とうぎょく）と出会い、1907（明治40）年に徳章が生まれました。

1915（大正4）年、父：徳蔵が勤務する警察派出所が現地の暴徒に襲撃された西来庵（せいらいあん）事件により、徳蔵は命を落とします。残された徳章は、父の志を継いで警察官になりますが、1939（昭和14）年に、高等文官試験のため、退職し家族とともに東京に向かい、中央大学で法律を学びました。その後、当時最難関の国家試験と言われた高等文官「司法科」と「行政科」（現在の司法試験と国家公務員総合職試験に相当）に合格します。その後、1943（昭和18）年に台湾に戻り、台南市で弁護士として新たな人生を歩み始めます。

第二次大戦後、日本の統治下から離れた台湾には、中国・国民党軍が進駐し、民主化を求める台湾人と国民党軍の対立が激化します。1947（昭和22）年に反政府暴動（二・二八事件）が発生します。

当時、台南市の指導的立場にあった徳章は国民党軍に身柄を拘束され、厳しい拷問の末、銃殺により命を落としました。徳章は自身の命と引き換えに多くの市民の命を救い、死の間際には、日本語で「台湾人万歳！」と大声で叫んで亡くなりました。

現在、台南市では英雄：徳章の命日にあたる3月13日を「正義と勇気の記念日」に制定し、亡くなった場所は「湯徳章記念公園」と名付けられ、徳章の胸像が建てられています。



湯徳章記念公園の
徳章の胸像

2 宇土市民憲章と「教育立市うと」子ども宣言

宇土市民憲章（昭和53年9月制定）は、一人ひとりの市民が自分にできることを示した市民の行動指針であるとともに、長期的展望に立ったまちづくりの目標として構想していく理想の都市像を示しています。

また、「教育立市うと」子ども宣言は、宇土市がめざしている「教育立市うと」の実現に向けて、小・中学校が自分たちの生活の中で、心がけたいことやがんばりたいことを示しています。

なお、同宣言は、平成20年8月22日に開催された『市制施行50周年記念事業平成20年度宇土市子ども議会』において議案として提出・発表されました。

宇土市民憲章

- ・(1) わたくしたち宇土市民は 清潔な美しい町をつくりましょう
- ・(1) わたくしたち宇土市民は 教養と公德心を高めましょう
- ・(1) わたくしたち宇土市民は 健康で明るい町をつくりましょう
- ・(1) わたくしたち宇土市民は 感謝の心で社会につくしましょう
- ・(1) わたくしたち宇土市民は 仕事にはげみ豊かな町をつくりましょう

「教育立市うと」子ども宣言

- ・わたしたちは、生命や自然を大切にし、美しい環境を守ります。
- ・わたしたちは、宇土市の歴史と伝統文化を学び、生きる力で未来につなぎます。
- ・わたしたちは、世界に羽ばたく人になるため、心身をきたえ、大きな夢と明るい希望を胸にいだいて、しっかり勉強します。
- ・わたしたちは、気持ちのよい「あいさつ」を心がけ、世界一のあいさつのまちづくりをめざします。
- ・わたしたちは、きまりを守り、思いやりの心を大切にし、安全なまちづくりにつとめます。

第4次宇土市教育振興基本計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

発行：宇土市教育委員会

〒869-0492

宇土市浦田町51番地

電話：0964-22-6500

FAX：0964-23-1002

E-mail：gakumu02@city.uto.lg.jp